

社会規範としての農民の家意識

相 川 良 彦

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1. 諸説の整理と課題, 分析枠組み | (1) 全家族員の家意識の社会規範化と論理 |
| (1) 諸説の整理と課題 | (2) 階層グループ別にみた家意識の特徴 |
| (2) 分析枠組み | (3) 農家の経営方針・農地意識・家継承意識の論理と規定条件 |
| 2. 調査表の設計と調査の概要 | 4. 結 論 |
| (1) 調査表の設計 | |
| (2) 調査の概要 | |
| 3. 家意識の構造 | |

1. 諸説の整理と課題, 分析枠組み

(1) 諸説の整理と課題

福武直⁽¹⁾は、現代農民の社会的性格を、伝統的・非合理的なものから新しい性格への変化の過程と考える。そして、両者がからみあい錯綜するところに、「存在が意識を規定する」という命題では、一面的にしかとらえられない現代農民の性格の複雑性を見出している。福武によれば、伝統的農民意識は、戦前の地主的土地所有制下の零細な家族経営を原理とする。そこでは、人口過剰により、土地こそが「生活の糧を生み出す」源泉であり、稲作中心の、労働集約的で、かつ生産力の低い農業が営まれていた。このような事態のもとで、農民は「自己の労働の評価を棚上げして」「家」に結集し、「家」は家長を中心とする上下の役割分担関係の位座に家族成員を組み込むことにより、その再生産をはかるのである。同様の事情で、農民は、村落（共同体）や身分階層的秩序（地主一小作関係）にも組み込まれ、それぞれの分限を守り、規制・支配に服することで村落社会の中で存続することが出来たのである。このように、伝統的な農民意識の原型を、『家』と『村』の中に埋没して人間的自我の充足が抑圧さ

れていた意識形態」と規定するのである。

福武の論理には、「存在と意識の関連」に関する部分と農民意識それ自体の内容に関する部分との二面が含まれている。そして、前者＝「存在と意識の関連」を継承して、その論理の徹底を図ったものに、島崎稔⁽²⁾、細谷昂⁽³⁾の説がある。島崎によれば、「福武が、『存在と意識との対応関係』を明確に把握しえなかったのは」、農村・農民に対する理解が形式的・類型的なそれにとどまったからである。土地所有、「農業経営（労働の評価）」といった経済条件に基礎づけられながら、家族（「家」）、部落（共同体）等は、「一定の機能」を果たしている。だが、これら「農民存在の客観的諸条件」は、資本主義の浸透にともなう農民層の分解・分化の中で、不断に変化してゆく。それ故、農民意識もまた、「彼らの社会的存在が彼らの意識を規定する」という命題に沿って、階層分解との対応関係の中で、動態的に把握されなければならない、という。細谷もまた、農民意識が農民層分解により規定されるという立場にたっている。ただ、両者の間に介在し、その対応関係を屈折させるものとして、「身近な日常生活の水準における要因群」、具体的には、「(一)イエの構造。(二)ムラの構造。(三)社会運動（そこにおける組織と指導）。(四)イデオロギー教化（マスコミュニケーションや学校教育による）」を挙げる。農民意識は、社会運動を介して階級構造に規定される、とみる点に特徴がある。

他方、後者＝農民意識それ自体の内容を継承し、論議を進めたのが蓮見音彦⁽⁴⁾である。蓮見は、戦後農村の社会変貌の過程を近代化として捉える場合、近代化の内的要因としての主体性の問題を避けては通れない、とみる。ここで「内的要因」とは、「農民の生活態度」であり、それはまた、家計と営利の分離の上に、伝統主義と決別して成立する「合理的精神」を意味している。そして、その論拠を M・ウェーバー⁽⁵⁾の次の論説に求めている。ウェーバーは言う、「結局において資本主義を生みだしたものは何であるか。それは合理的なる持続的企業・合理的簿記・合理的技術・合理的法律なのであるが、しかし、それにつきるわけではない。以上に附加してこれを補完すべきものである。すなわち、合理的精神 *rationale Gesinnung*・生活態度の合理化・合理的なる経

済倫理 rationales Wirtschaftsethos がこれである」。また、合理的精神の対極にある「伝統主義 Traditionalismus とは、『従来日常の習慣として行ないきたれるところは、いささかも違うべからざる行為の規範なり』とする精神的態度および確信を意味する」。

なお、内的要因としての合理的精神の重要性を主張する時、それは「存在が意識を規定する」という命題と矛盾する。この矛盾の調整をはかるうとして、連見は、意識を「(1)その時代ないしはその地位によってはもつことのできない（客観的不可能性）意識、(2)深い洞察によって到達しうる（客観的可能性—アリストテレスの天才）意識、(3)生活状態の狭さと偏見にとらわれた事実上の（現実性）意識」の3形態に区分する。そして、一般的には第3形態（「現実性認識」）にとどまることの多い意識も、もし「自らの階級的地位の洞察」により、第2形態（「客観的可能性」）に到達するならば、「その種の認識が階級の歴史的状態に即した意識的行為を惹起するという意味で、『歴史の原動力』たりうると考えるのである。

70年代以降、従来とはタイプの異なる農民意識研究が出始めている。1つは、調査対象に即した綿密な観察や詳細な聞き取り等にもとづきつつ、トータルな農民意識構造をやや直感的・思弁的に抽出し、理論仮説化を図ろうとする研究である。村田廸雄⁽⁶⁾や堀越久甫⁽⁷⁾等の研究があるが、ここでは山本・木下・佐々木の共同研究⁽⁸⁾を紹介しよう。山本らは、農業、複合経営、労働、金銭・生活、ムラ社会の5項目についての農民の意見を詳細に聞き取り、それをつなぎあわせて、標準的な農民の生活サイクルを見出す。具体的には、(1)孫子のための山林の手入れ—(2)後継者の確保—(3)家族員構成の多さ—(4)労働力燃焼のための複合化—(5)農繁期に手間替えの必要—(6)手間替え確保に果たす部落の団結力—(7)旧来農法を残存せしめる部落の強さ—(8)所得の停滞—(9)所得補充部門としての山林の重要性—(1)へ戻るという輪回である。そして、この生活サイクルの中の、(1)から、時間当たりではなく、生涯を通じての「仕事」という労働観、(2)から、永続を求める伝統的「イエ」観、(4)から、労働力燃焼のため、複合経営を善とする農業観、(6)から手間替えを背後で支える、統率力ある伝統的「ム

ラ」観、(8)から、低所得に甘んじ、金銭にのみ重きをおかない生活観、等の意識が必然的に生みだされる、とする。そして、他方で、広範に普及する近代的価値観は、生活サイクルに浸透し、やがて生活観—労働観—農業観という道筋で、伝統的意識を変容してゆく、と見ている。

もう1つは、一般の意識研究では既に広く普及している多変量統計手法を適用して、意識の分類や要因分析をする研究である。こうした方法で、農民意識を検討したものとして、例えば、藤田利治⁽⁹⁾の論文がある。藤田は、郵送記入式の意識調査で得たくらしの充実感ないし精神的な健康についての15の意識項目を因子分析により4因子に集約する。具体的には、第1因子は精神病理的反応、第2因子は拘束感・疎外感、第3因子は対人的関係、第4因子は信心、と解釈される4因子である。次に、これら4因子の意識(スコア)が、それぞれ経済条件、地域、個人層性によって影響される度合を、数量化I類により測定する。その結果、精神病理的反応には、「健康状態」と「年齢」、拘束感・疎外感には「本人の仕事」、対人関係と日々の楽しさには「健康状態」、信心には「年齢」、「性」、「県」、がそれぞれ効いていること等を指摘した。

このような戦後の農村社会学における農民意識研究について、論点整理と本稿の立場、そして課題を次に提示しよう。

- ① 論者の多くは、「家」の原型を戦前の農家に求め、現在を伝統主義的なものから合理主義的なものへの変容過程ととらえて、そこに研究の焦点をおく。それに対して、本稿は、原型と想定される伝統的家意識が現在の農民意識の中にどの程度いきづいているかをとらえようとしている。それは、現代農民の家意識構造の理念型と実在状況を静態的に析出しようという姿勢である。
- ② 戦後の農民意識研究を特徴づけるもう1つの点は、「存在が意識を規定する」という命題のもとに、経済条件が、「家」意識にとって必要不可分なものとして論じられてきたことである。経済条件は単に、外圍の環境として大切だということにとどまらず、「家」存立の基礎をなすと位置づけられている。具体的には、低い農業生産力水準と商品経済が未熟で封鎖的な社会圏の中で、農民家族は土地を重視し、自己労働評価の切り下げによって、「家」を成立

させる。そして、そのことが、農民個人の、集団（「家」や村落共同体）への埋没をもたらす根拠と考えられているのである。この論点にかかわって、本稿では、家意識の対象を、狭義の、家族成員の役割・義務・権利関係（家制度観）に限らず、広義の、労働やそれにかかわる生活観（労働生活観）、居住の志向や人間関係についての考え方など（村落社会観）を含めて考察することにしたい。しかし、他方で、本稿がねらいとするのは、意識の存在形態とそこにおける論理を探ることである。意識それ自体の研究がこれまで不足してきたように思うからである。従って、経済条件が意識を規定するメカニズムについては本稿では直接にあつかわず、意識の存在形態を検討する過程で、副次的に、簡単に触れるにとどまる。

- ③ 福武や蓮見が伝統主義的な農民意識として描写する内容には、おのずと次元を異にする2つの側面が含まれていた。1つは、戦後の農村社会学者がその後ほとんど取り上げなかった分野で、意識の規制の仕方という問題である。そして、それは意識の社会規範化あるいは意識の自立性と裏表の関係にある。一般に、意識には、一時的・感情的な欲求性向から、恒常的・理性的な社会規範に至るまでさまざまなレベルがある。見方を変えれば、それは意識が規範という社会形象へ結晶する度合の差とも捉えられる。家意識について、実在状況を見ることの中に、意識の社会規範としての自立度合あるいはそれによる規制の仕方をさぐるというのが第1の課題である。2つは、多様なレベルを包含する家意識も、「家」が統一性のある社会的単位であるかぎり、意識諸項目間に論理的つながりが存在する可能性の大きいことである。家意識項目の関連の中に、家意識の秩序体系＝論理の自律的な脈絡を多少とも明らかにすることが、第2の課題である。

（2）分析枠組み

上記2課題の究明にあたって、本稿の依拠する理論とそこから導き出される分析枠組みは次のようである。

1) 分類基準

意識の類別基準として、見田宗介⁽¹⁰⁾は、「＜自己＞にとっての快が＜他者＞にとっての不快をもたらしうる」という社会的パースペクティブと、「＜現在＞の快が＜未来＞におけるより大きな不快をよびおこしうる」という時間的パースペクティブ、との二次元を提唱する。見田のいう社会的パースペクティブとは、＜自己＞という個人と＜他者＞とのかかわり、言い替えれば社会的視座にもとづく類別基準であるが、それは本稿での広義の家意識においても有効な類別基準たりうる、と思われる。というのは、労働生活観は＜自己＞の外部環境への労働を通じての働きかけやそこでの生活姿勢を、家制度観は「家」における＜自己＞と他の家族成員との役割・義務関係を、村落社会観は＜自己＞の居住志向や村落における＜他家＞との付き合い関係を、対象として類別グループ化したものであるが、そこでも見田のいう自己－他者間の快・不快というパラダイムはそのまま通用するはずだからである。また、見田は時間的パースペクティブを＜現在＞に対する＜未来＞の意味合いで設定するが、家意識においては時間的パースペクティブは＜現在＞に対する＜過去＞として存在することが多い。なぜなら、「家」に関する意識の多くは過去から現在に引き継いだ社会意識、特にその形象としての社会規範・社会慣行として存在するからである。このように、見田のいう時間パースペクティブは、家意識の研究において、具体的には、福武や蓮見の唱えた＜伝統主義＞という形態で、特に時間観念を含む社会規範として理解してみよう、と思う。

2) 意識の社会規範化＝自立度の測定指標

意識の社会規範への形象化の仕組みにかんして、次に述べるG・ジンメル⁽¹¹⁾の理論が示唆に富む。

ジンメルによれば、統一体としての社会は、個々人の相互作用が「ある形体へと凝縮」し、個々人から独立して成立する、という。その場合、前提となるのは、社会的存在としての個人が生来もたざるをえない「共属性」または共通性である。例えば、共同社会の結合は、「実在的関連」（例として物財の共有）ないし「同等性」（例として法律、慣習、意識）にもとづくものである。他方で、専門・分化の進んだ社会では、個人の同等性は必ずしも結合の基礎とはなら

ず、むしろ異質性にもとづく機能的結合を基礎とする。そして、ジンメルの特徴は、この2つの結合の生成メカニズムを、集団規模により規定される相互作用の形式にもとめた点にある。すなわち、個人の帰属する集団規模が小さいほど、また1つの集団から享受する充足度が大きいほど、集団と個人との関係は緊密である。そして、この傾向は集団規模の拡大につれ弱まる、とみたのである。なぜなら、「個々の現象は、それがただひとつの起源からだけ生じたものであるかぎりには、心理的にはその起源がこれらの現象にくっついてはなれないけれども、しかし同一のものが多数かつ多様な諸前提から出現するのが観察されるようになると、たちまちそのような現象も心理的な独立性を獲得する」からである。こうして、拡大された社会圏では、集団間で対抗する利害の調整、集団内の相異の相互錬磨、迂回的な相互依存など、数多くの相互作用の交差があり、その結果、制度、法律、慣習、交際の様式など、そこに成立する社会形象は客観性と道徳性をおびるようになる。そして、2つの結合を貫く法則、それは「力の節約」であり、その基礎には社会の分化と結合が存在する、とみるのである。

本稿では、一時的・感情的な欲求性向から恒常的・理性的な社会規範への形象化のメカニズムを、ジンセルの「多数かつ多様な諸前提から出現する」相互作用のあり方に求めようと思う。即ち、以下の調査分析にあたっては、ある意識項目について、多数かつ多様な階層グループに支持される(=支持率が高い)ほど、その意識項目は心理的な自立性(独立性)を獲得し、社会規範として強固なものになる、とみる。そして、社会規範として自立するほど、その意識項目は「客観性」を帯びて現われてくるかどうかを確認する。また、意識項目の性格についてみれば、個人に内在化されるため、「道徳性」を強め、経済的条件よりむしろ社会的条件により影響される度合いが大きくなると想定する。また、社会規範の個人に導する規制力は、個人が支持して服する項目数が多いほど、それだけリジッドでかつ強力なものとなろう。従って、個人を視点の中心におくとき、家意識諸項目の支持率が全般に高いほど、個人は社会規範に縛られて行動する可能性も多い、と考える。

上記の論拠にもとづき、家意識の社会規範化＝自立性の分析指標および分析方法として次の3種を用いている。(a)支持率とは、家意識諸項目がそれぞれ全体として、あるいは階層グループ毎に肯定される割合を示す。直接的には、家意識の実在状況を示す指標である。と同時に、それはジンメルの論を援用すれば、意識の自立性＝社会規範化の度合をはかる指標（必要条件）となるのである。(b)家意識あるいは経営方針・農地意識・家継承意識に対する経済条件、地域、個人属性の影響度合を数量化Ⅱ類により測定する。これによって、家意識がどのような条件により強く影響されるかを知ると同時に、家意識が社会規範として自立していることの傍証とする。社会規範化されるほど、それは個人に内在化され、経済条件よりも個人属性に影響される度合が大きくなると仮定しているからである。(c)個人を中心に考えて、ある種の社会規範や信条（例えば、伝統的家意識）を支持する項目が多いほど、その個人がその社会規範や信条に規制されることも逆に多くなる。社会規範からの自由度という視座がここに成立する。なお、伝統主義は、この社会規範からの自由度が極めて小さいことを特徴とする。

3) 社会規範の論理の脈絡＝意識の自律性

意識のある種の社会形象化であり、伝統主義とも近いと思われるのだが、「精神」という鍵概念をつかかって、日本農村の「家」の構造を鮮明に描いてみせたのが鈴木栄太郎⁽¹²⁾である。鈴木によれば、「家是一个の精神である。この精神は、現在の家族員等の統一的活動の中に認めると共に、この統一的活動が過去と未来におけるかくの如き統一的活動とつながる関係の中に具現されている。——それは現在の個人間の関係であるばかりでなく、過去の先祖や未来の未知の子孫等との間の関係でもある」。そこでの構成員間の関係は、「家族は現存する個人等の横の結合であるが、家はむしろ世代間の関係であり」、また特に「家長的家族においては、各成員は相互に結合する前に中心に結合し、みな中心に結合する事によって、相互に結合するというべきである」。そして、「家における社会生活の原理は、家の維持と発展がその究極の目的であって、個人の生活はむしろ手段である。しこうしてこの原理は、家族内における家長を中心とす

るそれぞれの位座の整序にその骨格を示している。そして個々の位座間に精密な規範が存している。「家」のこの永続的で強固な結合の根源には、少数の血縁者で世帯を形成し、「協働して生業に従事し、消費を共にし、生命財産を共同して防衛し、共同して発展せしめている」生活がある、とみる。

このように、鈴木は、統一体としての「家」を、現家族員だけでなく先祖・子孫を含む家族成員の役割分担関係⁽¹³⁾としてとらえる。そして、そこに「家」の永続を目的とした、家族成員の位座にもとづく社会秩序とそれを支える規範の体系がある、とみるのである。とすれば、「家」の社会構造の解明は、家族成員間の役割分担関係を社会関係それ自体として捉えること、およびそれからまる規範の体系＝論理の脈絡を見出すことによって、果たすことができるだろう。本稿は、後者の社会規範の側面から接近しようとするものである。

ここで取り上げるデータは、「家」についてそれぞれ側面を限定して、伝統主義的と思われる価値観を簡潔に提示し、それに対する農民の賛否（「全くそう思う」から「そう思わない」までの5段階の支持度合）を問うた調査結果である。そこにおける「家」規範の体系は、諸側面（家意識諸項目）の内容に沿って、論理の脈絡をたどることにより明らかにできようが、2項目間の論理的脈絡を判定する外形的1指標としては属性相関係数（ケンドール順位相関係数⁽¹⁴⁾）が有用であろう。なぜなら、ケンドール順位相関係数は、2項目が同一方向へ動く度合を示す指標であり、動きが近似すれば、そこに論理的な脈絡の存在する可能性も多いからである。例えば、「先祖から受けついだ土地や財産は守り伝えるものである」（『家産を守る』と略称する。以下同様）と「年をとった親の扶養はあとりの義務である」（『親の扶養義務』）との間で相関がやや高いということは、財産の一括継承に賛成するものには、「親の扶養はあとりの義務」に賛成のものが多くを意味する。ここに、この2項目の間に論理的な脈絡を想定しうるのである。脈絡は、1つのこともあろうが、2つ以上のことも多いであろう。この場合、伝統主義的な家意識による財産の家産視、そこから派生する親の扶養義務という因果関係として捉えるべきか、それとも親を扶養するものが家の財産についても一括相続する権利を持つという近代的

な論理の脈絡において捉えるか、それとも、2項目が別の第3の条件、例えば、自営の家族経営の減少にともなう生活形態の個別化・核家族化、に影響されているためと捉えるか、論理的には3つの可能性がある。概して、言い得ることは、伝統主義的な家意識諸項目を並べ、それら項目間の相関が高ければ、そのつながりは伝統主義的な論理関係による可能性の強いこと、高齢者、家族内で責任のある地位、東北など伝統主義的な階層グループで相関が高ければ、そのつながりも伝統主義的な論理関係によると思われること、である。また、意識諸項目ひとつひとつに着目すれば、他の多くの項目と相関係数をもつ項目は意識諸項目の相関関係全体の中で果たす結節機能も多いと考えられ、交差するさまざまな論理の脈絡の中でもつ意味あいも重要となろう。

- 注(1) 福武直「戦後における農民意識の変容」(『思想』No. 417, 1959年). 主な引用文節は286～287ページ(以下同様)。
- (2) 島崎稔「農民の意識」(福武直編『日本人の社会意識』, 三一書房, 1960年3月), 169～199ページ。
- (3) 細谷昂「農民意識の変容と停滞(上)(下)」(『思想』No. 457, 463, 1962年7月, 1963年1月). 引用文節は(下)136ページ。
- (4) 蓮見音彦「伝統主義と合理主義——農民意識研究のための前提的考察——」(『東京女子大学 比較文化研究所紀要』No. 20, 1965年), 76～81ページ。
- (5) M・ウェーバー著, 世良晃志郎訳『支配の社会学』(創文社, 1960年7月), 同著, 青山秀夫・黒正蔵訳『一般社会経済史要論 上』(岩波書店, 1954年12月), 34～40ページ。
- (6) 村田勉雄『ムラは亡ぶ』(日本経済評論社, 1978年6月)。
- (7) 堀越久甫『むらの役員心得帳』(農山漁村文化協会, 1983年1月)。
- (8) 山本陽三・木下謙治・佐々木衛「イエとムラの伝統的価値観—生活破壊を阻むもの—熊本県矢部町のばあい—」(村落社会研究会編『村落社会研究』No. 13, 御茶の水書房, 1977年9月), 93～122ページ。
- (9) 藤田利治「農業従事者のくらしの充実感」(『現代のエスプリ—変貌する農村—』No. 203, 1984年6月), 74～88ページ。
- (10) 見田宗介「価値意識の理論」(弘文堂, 1966年8月), 14～36ページ。
- (11) G・ジンメル『社会分化論』(『現代社会学体系 ジンメル』(青木書店, 1970年1月), 71ページ)。
- (12) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理 上』(『鈴木栄太郎著作集 I』第4章, 未来社, 1968年4月), 171, 184, 200, 201ページ。

- (13) 川口諦『『日誌』にみる日常生活の形式と主体』（豊原研究会編『善治日誌』，東京大学出版会，1977年7月）は，世代間にまたがる役割分担関係を時間的分業という概念を使って論理化している。
- (14) ケンドール順位相関係数（のタウ b ）は，順位尺度の項目（変数）の間の関連を示す。一方の項目の値があがるにつれて，もう一方の項目の値がどうなるかを示す。いま2つのケースの間で，一方の項目に關しての上下關係ともう一方の項目に關しての上下關係が同じ場合を正のペア，その逆を負のペアとしよう。タウ b は全ケースが作り出すすべてのペア N のうち正のペアの数を P ，負のペアの数を Q ， T_1 ， T_2 をそれぞれ行方向および列方向におかれた項目の値に変化のないペアの数とすれば，

$$\text{タウ } b = \frac{P - Q}{[1/2(N^2 - T_1^2) * 1/2(N^2 - T_2^2)]^{1/2}}$$

で定義される。（三宅一郎・山本嘉一郎『SPSS 統計パッケージ I 基礎編』〔東洋経済新報社，1976年11月〕，174ページより）。

なお，（2）節以降，ケンドール順位相関係数で0.25以上をもって相対的に相關のある項目關係とみなした。それは，全家族員を対象として伝統的家意識16項目について順位相関係数を計算した等2図のベースになる相關表において，相関係数の組み合わせ総数120の内，上から数えて30番目までにあたる。

2. 調査表の設計と調査の概要

（1）調査表の設計

「家」にかかわる意識は，例えば，家訓，規約あるいは日記，自伝，手紙などを手がかりにして多様に捉えることができる。その中で，最も一般的方法として，聞き取りまたは質問紙による意識調査がある。この方法は，情報の質が単純なものに限られ，また調査過程で思惑による歪みの入りやすい等の難点のある反面，目的にあった情報が比較的思い通りに得られ，かつ一般化しうるにたる情報量を容易に得られる等の利点もある。本稿の扱うデータは，主として後者の一形態＝質問紙の留置記入式の選択肢調査によって収集されたものである。

調査の内容は，稿末付表に掲載しているが，大別して4部からなる。1部は，農業経営方針，農地意識（経済事象）および家の継承（社会事象）についての考え方や方針を，4ないし9つの選択肢を選ぶ形で聞いている。2部は，農家

家族員の役割分担を明らかにしようとする。農家における財布の所在, 12の側面での決定権者の確定, うち4側面の権限移譲の実態⁽¹⁾を選択ないし記入させている。3部は, 家族成員の家制度観, 労働生活観⁽²⁾, 村落社会観についての伝統主義的価値観に対して, 5段階評価による賛否(支持度合)を求めている。4部は, 調査回答者の属する性, 年齢, 経営耕地階層, などをたずねるフェイスシートである。

調査対象は, これまでに訪れたことがあり, 比較的実態を知っている村落(山形M村, 鹿児島N村を除く)都合7村で, そこにおける18歳以上農家族員全員である(ただし, 山形T村, 宮城O村は過半が聞き取り調査, 群馬M村は村落内の一部のみ調査, 鹿児島N村は老人世帯を調査対象からはずしている)。調査は, 世帯主には1~4部すべて, 世帯主以外の家族員には3~4部のみの回答を求めた。従って, 3~4部の回答は, 全く個人の態度だが, 1~2部の回答は, 「家」ないしその他家族員の意向を考慮にいった世帯主の見解という性格をもつように思われる。調査時期は, 1985年11・12月で, 回収率は世帯主70%, その他家族員60%であった。

(2) 調査の概要

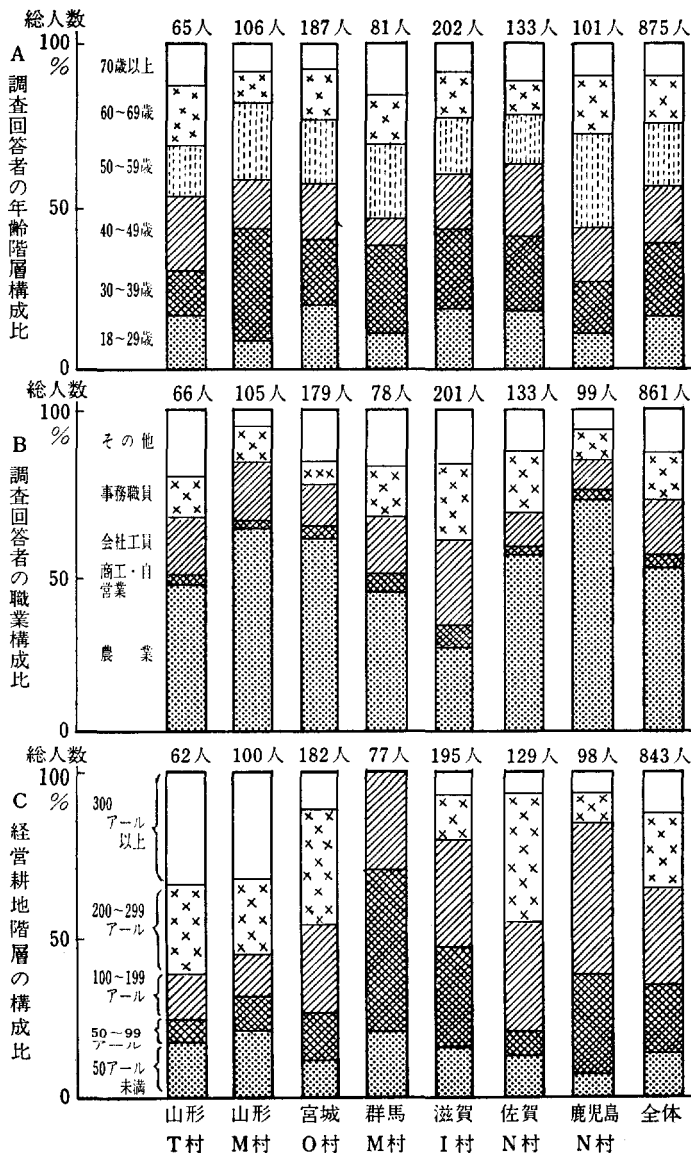
調査村落の農業概況は, 第1表にまとめている。山形T村, M村, 宮城O村, 滋賀I村, 佐賀N村は平地水田村落であるのにたいし, 群馬M村は平地の田畑混合村落, 鹿児島N村は農山村の畑作村落である。また, 都市との関係では, 群馬M村, 滋賀I村が都市に隣接しているのにたいし, 山形T村, M村, 佐賀N村は中間地域に, 宮城O村, 鹿児島N村は遠隔地域に位置している。兼業化, 混住化も, 概して都市近郊ないし中間地域の村落において進んでいる。水田の土地生産性(稲単収)は, 山形T村が高く, ついで山形M村, 佐賀N村と続く。逆に, 群馬M村, 特に鹿児島N村の収量は格段に低い。稲作中心の作目構成が一般的ななかで, 滋賀I村の茶, 鹿児島N村の飼料, そして麦が群馬M村と佐賀N村で副次作目として作られている。養豚は宮城O村, 施設園芸は群馬M村と佐賀N村でそれぞれ盛んである。

第1表 調査7村落の概況

村落名		山形T村	山形M村	宮城O村	群馬M村	滋賀I村	佐賀N村	鹿児島N村
概況								
戸数	総戸数(戸)	20	140	120	1,549	123	60	73
	農家戸数(戸)	19	49	94	205	86	49	50
	うち専業農(%)	11	8	2	2	3	24	56
	I兼農(%)	58	33	61	20	11	33	20
	II兼農(%)	32	59	37	78	86	43	24
	農家率(%)	95	35	78	13	70	82	68
農家人口	(人)	95	246	515	1,000	389	254	177
農業就業人口	(人)	38	79	187	208	103	99	106
	男(人)	21	35	87	76	29	46	44
	女(人)	17	44	100	132	74	53	62
兼業従事者数	(人)							
	男計(人)	20	60	126	270	117	42	22
	うち恒常的勤務	10	37	30	196	82	27	10
	女計(人)	12	25	68	159	71	22	5
	うち恒常的勤務	5	13	36	98	48	14	4
1戸当たり								
	経営耕地面積(ha)	2.37	1.97	1.77	0.49	1.16	1.63	1.02
	うち田比率(%)	92	91	97	61	85	93	24
	畑比率(%)	8	8	3	30	5	1	71
村落の山林原野/								
	耕地面積(%)	0	0	0	0	2	0	312
水稻の10アール								
	当たり収量(kg)	620	600	480	360	480	540	280
D I D市町村人口	(千人)	97	97	615	97	34	152	67
	道路距離(km)	10	12	60	8	5	10	27
土建日雇男子賃金	(千円)	4.5	5.0	4.5	*	6.0	5.0	4.2
作付面積(ha)		44	75	161	124	98	132	62
1位作目名・								
	面積(ha)	稲 39	稲 66	稲 133	麦 53	稲 72	稲 65	稲 20
2位同上(ha)		工芸 3	野菜 4	麦 26	稲 49	工芸 10	麦 60	飼料 13
家畜飼養農家延戸数	(戸)	5	2	79	1	1	8	37
1位家畜名・戸数	(戸)	豚 5	豚 2	豚 42	肉牛 1	卵鶏 1	肉牛 4	豚 36
2位同上(戸)	(戸)	0	0	卵鶏 20	0	0	乳牛 2	乳牛 1
施設園芸農家数	(戸)	0	1	1	15	0	11	6

資料：1980年農業センサス・農業集落カードより。

次に、調査回答者の概要を第1図で眺めておこう。第1に、回答者（家族全員）の年齢階層構成は、第1図—Aに示されているように、ほぼ同じ割合で分布し、村落によってもそれほど大きな違いはない。その中で、50代と30代とが山形M村、群馬M村などに多いのは第2次大戦後農業に従事した昭和一ケ



第1図 調査回答者の概要

タ代が定着し、その子供達も村落に住み着いたという正常なライフサイクルの投影であろう。逆に、鹿児島 N 村では、50 代の多さにもかかわらず 30~20 代が少ないのは若い世代が他出して戻らないからである。1985 年センサスの全国の年齢構成と比べると、ほぼ同比率だが、39~49 歳以上層が少なめ（調査 40 %：全国 31 %）、70 歳以上層が少なめ（調査 10 %：全国 15 %）となる。鹿児島 N 村において、調査対象から老人世帯をはずしたこと、老人世帯における調査表回収率の悪さ、等の影響であろう。第 2 に、その従事する職業は、第 1 図一B のとおりで、平均 86 % の回答者が職業につき、うち半数は農業である。村落別では、都市に隣接する滋賀 I 村、群馬 M 村において農業従事は少なく勤めが多く、逆に遠隔地の鹿児島 N 村、宮城 O 村において農業従事が多く勤めは少ない、と言えよう。農家における家族多就業の実情と都市への距離が兼業化に与える直接的影響をここに見出すことができよう。第 3 に、経営耕地階層は、第 1 図一C に見られるように、村落により差が大きい。山形 T 村、M 村において大きく、群馬 M 村、滋賀 I 村、鹿児島 N 村において小さい。経営耕地の大きさには、歴史的所産として各地域が背負う土地賦存量や農外労働市場の発展段階、そして農家階層分化の現況、等が複雑に影響しあっているように思われる。なお、1985 年センサスの都府県の経営耕地階層と比べると、2 ha 以上層が非常に多く（調査 34 %：都府県 8 %）、逆に 0.5ha 未満層が非常に少ない（調査 15 %：都府県 43 %）のである。調査対象が、1 戸当たり経営耕地の大きい村落にかたよって選ばれていることに留意されねばならない。

注(1) 役割分担関係の中で、権限移譲については、岩田知子「直系家族と居住規則」（『農業総合研究』第 41 巻 第 2 号、1987 年 4 月）で、一部取り扱う。

(2) 労働生活観の中では、他に、「農業所得をあげるうえで大切なのは、労働というよりむしろ土地である」という質問や農業観についての質問もあるが、いずれとも他の項目との相関が少なく、省略。

3. 家意識の構造

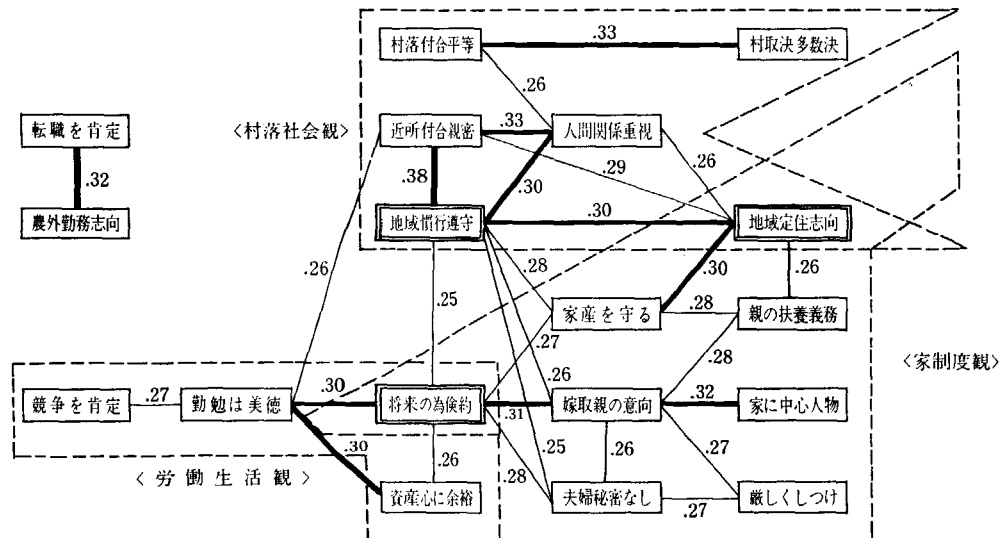
(1) 全家族員の家意識の社会規範化と論理

1) 家意識諸項目の相関関係

第2図は全国7村落の全家族員について、家意識16項目の相関関係を図示しようとしたものである。家意識を、家制度観、労働生活観、村落社会観の3側面に分け、同類別グループの項目はまとめて点線で囲い、また、結びつきの比較的強い項目どおしを線でつないでいる。線および線沿いの数値は属性相関係数の1種であるケンドール順位相関係数で、0.25以上の関係のみ図示している。

ところで、家意識16項目の分類に際し、2つの類別グループのどちらの性格も持っているようなまぎらわしい項目がある。基本的には労働生活観に属すると考えるが、家制度観にも近い項目として、「現在の生活をきりつめても将来の生活保障をはかる方が良い」(略称『将来の為儉約』、以下同様)がある。そこには、質素儉約という生活規範(=労働生活観)の中に「家」の安泰・繁栄を望む家制度観が混入しているのである。同様に、基本的には村落社会観に属するが、家制度観にもかかわりのある項目として「事情が許せばこの土地に死ぬまで住みたい」(『地域定住志向』)、「集落のならわしや常識とかけ離れたことはしたくない」(『地域慣行遵守』)がある。前者は、「この土地」が村落と同時に家屋敷をも意味しうることで、後者は、「集落のならわし」の中に家のならわしもまた含めて受け取られること、によってである。従って、これら3項目は、その性格上、2グループにまたがる特徴を有し、事実その相関関係もグループ間にまたがっているのである。諸項目をつなぐ媒介項と称しうるだろう。そして、この媒介項3項目を除外すると、グループ化した項目の、同グループ内での諸項目間の相関係数は、グループ外の諸項目とのそれに比べて相対的に係数値の高いものが多いことが分かる。グループを同じくする項目どおしは概して相互に関係し、つながりのあることをそれは意味しよう。

次に、同じく第2図により、各グループ内部の諸項目の相関を見ておこう。第1に、家制度観の場合、『家産を守る』や『親の扶養義務』のような経済問題にかかわる小グループと、「結婚相手を選ぶにあたって、あととりは親夫婦の意向もなるべく考慮に入れるのが良い」(『嫁取親の意向』)を中心にして『夫婦秘密なし』、『家に中心人物』、『厳しくしつけ』(本文中に説明のない略称項



注(1) 項目間の相関を Kendall 順位相関係数で示した。0.25~0.29 を細い直線、0.30 以上を太い直線で結び、線上に Kendall 相関係数を付した。

(2) <村落社会観>は上部でMを横にねかせた形の点線に囲まれる6項目、<労働生活観>は左下部分のLを横にねかせた形の点線に囲まれる4項目、<家制度観>は中央右寄りのイの形をした点線で囲まれる8項目を指す。なお、グループ間をつなぐ媒介項3項目のみ二重カッパで囲んでいる。

(3) 『夫婦秘密なし』：夫婦には少しでも秘密があってもいい。『家を中心人物』：一軒の家には中心となる人物がいて他の家族をリードするのが良い。『厳しくしつける』：子供に行儀作法はなるべく厳しくしつける方がよい。『資産心に余裕』：資産は、それを一つ人間の心に余裕と自信を与えるものだ。『親の扶養義務』：年をとった親の扶養はあとの義務である。『転職を肯定』：今の仕事より良い条件の仕事（勤め先）があればその仕事に変わったほうがよい。『農外勤務志向』：会社・商店等に恒常的に雇われている方が、自分で農業（あるいは事業）を営むよりよい。

目の設問内容については第2図注3参照)等のような家族成員の人間関係にかかわる小グループに細分される。そして、『将来の為儉約』は、労働生活観と家制度観との媒介だけでなく、家制度観内部の、この経済問題と人間関係にかかわる小グループのどちらとも関係しているように思われる。

第2に、労働生活観の場合、「勤勉に働くことは美德である」(『勤勉は美德』)を中心にして、『将来の為儉約』および『資産心に余裕』が互いに相関する。刻苦勉励と質素な生活、そして資産重視の3者にはあい通じるものがあるのだろう。それに対して、「競争は人間の能力をひき出し社会に活気をもたらすものだ」(『競争を肯定』)は、これら伝統的労働生活観とはやや隔たった項目のように見受けられる。本文で説明は省いたが、『転職を肯定』や『農外勤務志向』といった農外兼業に関する意識も『勤勉は美德』を中心とした伝統的労働生活観とは関連の弱い項目であった。農外の、近代資本主義社会に適合的と思われる労働生活観に関しては、『競争を肯定』の一部に伝統的労働生活観と通じるものがあるだけで、他は異質な観念と受けとめられているのであろう。

第3に村落社会観の場合、『地域定住志向』、『地域慣行遵守』と「隣近所の人たちとは、困った時に相談したり助けあえるような親密なつきあいをする方が良い」(『近所付合親密』)、「世の中で自分のやれることには限りがあるので、人とのつながりを大切にしたい」(『人間関係重視』)の4項目は互いに密な相関関係にある。その地域に居つくものは地域に残る社会規範を尊重し、そのことが、当然ながら、村落との付き合いや人間関係を重視する個人的態度と結びつくのである。この外に、これらとやや隔たった項目として、「集落における付き合いは、対等平等にやるのが良い」(『村落付合平等』)、「集落や町会の寄合いでの話しの決め方は、多数決によるのが良い」(『村取決多数決』)という村落の社会関係や運営のルールにかかわる項目がある。この2項目のもつ意味あいには二面的であろう。1つは、村落社会の構造それ自体の中に存在するところの、伝統的あるいは共同体的意味での、構成員の平等および多数決という原理である。もう1つは、現代都市社会に典型を見出せるような、近代的で民主主義的な思想にねざす、平等および多数決である。今日の農民にあっては、二者は混

在しており、どちらの意味あいでも主張されるかは事態にそくして判断されなければならないであろう。

以上の伝統的家意識諸項目を対象の違いにより類別グループ化し、相互のつながりを眺めるとき、他の多くの項目と相関をもつ項目、例えば、家制度観での『家産を守る』、『嫁取親の意向』、労働生活観での『勤労は美德』、村落社会観での『近所付合親密』、『人間関係重視』等は、それぞれのグループの中で他項目への影響が大きいこと、さらに媒介項としての『地域定住志向』、『地域慣行遵守』、『将来の為儉約』は異なる類別化された諸項目グループ間をも関連づけてゆく役割を担っているように考えられるのである。

2) 家意識諸項目の分類

次に、家意識諸項目の分類について補足説明しよう。第2表は、家制度観から5項目、労働生活観から2項目、村落社会観から4項目、そして媒介項から3項目、計14項目を選び出し、それらの相関係数表をベースとして主成分分析、因子分析という異なる2方法により計算した結果である。周知のように、主成分分析において、もとの変数(項目)の合成変量である主成分は互いに無相関という条件で求められるのに対し、因子分析ではこの合成変量をもとの変数との相関を高める方向に近づけることによって求められる。まず、第2表左側の主成分分析結果だが、第1主成分は全項目とも0.4以上の高い因子負荷量を持つ。選び出した14項目が、「家」にかかわる意識であるという点で共通しているからであろう。第2主成分は、因子負荷量で0.4以上の項目は僅か1つだが、符号は上から8項目までが負、下6項目が正となる。上から8項目には、家制度観と労働生活観そして媒介項の内『将来の為儉約』が含まれ、下6項目には村落社会観およびそれに本来は属する媒介項2つ、『地域定住志向』と『地域慣行遵守』とが含まれる。従って、第2主成分は家制度・労働生活—村落社会軸であり、家制度観と労働生活観は近く、それに対し村落社会観はやや遠いことが示唆される。第3主成分は、村落社会観の中の『村取決多数決』、『村落付合平等』で、この2項目は半面、近代的・民主主義的要素をもつ点で、やや違った動きもするのであろう。

第2表 家意識諸項目の分類——主成分分析と因子分析の因子負荷量——

		主成分分析			因子分析		
		第1主成分	第2主成分	第3主成分	第1因子	第2因子	第3因子
家制度観	家産を守る	-0.550	-0.048	0.148	-0.441	0.361	-0.039
	親の扶養義務	-0.499	-0.180	0.316	-0.516	0.300	0.158
	夫婦秘密なし	-0.529	-0.183	0.030	-0.507	0.211	-0.115
	家に中心人物	-0.455	-0.210	-0.116	-0.456	0.091	-0.219
	厳しくしつけ	-0.511	-0.064	0.021	-0.410	0.278	-0.141
労働生活観	資産心に余裕	-0.497	-0.346	-0.141	-0.578	0.013	-0.230
	勤勉は美德	-0.530	-0.362	0.017	-0.630	0.081	-0.092
媒介項	将来の為儉約	-0.560	-0.355	0.080	-0.653	0.128	-0.045
	地域定住志向	-0.535	0.214	0.314	-0.268	0.595	0.067
	地域慣行遵守	-0.598	0.336	0.137	-0.208	0.653	-0.140
村落社会観	近所付合親密	-0.582	0.339	0.136	-0.195	0.644	-0.137
	人間関係重視	-0.483	0.550	0.078	0.029	0.709	-0.198
	村取決多数決	-0.450	0.009	-0.578	-0.249	0.068	-0.686
	村落付合平等	-0.472	0.257	-0.642	-0.084	0.231	-0.800

注(1) 主成分分析の固有値は、第1～3主成分について順次、3.78、1.14、1.05、そして累積寄与率は順次、27.0%、35.1%、42.6%である。

(2) 各項目5段階区分によるケンドール順位相関係数を基礎データとする。

(3) 因子分析は基礎バリマックス法による直交回転である。

ところで、この同データを因子分析にかけた結果が第2表右側である。抽出された第1因子は、上記の主成分分析の第2軸にほぼ該当し、因子負荷量が高められて出てきている。第2・3因子は、主成分分析では第2・3軸に混在していた村落社会観が、伝統主義的な項目(第2因子)と近代的な項目(第3因子)とに明瞭に仕分けられる形で出てきている。

上記の結果は、家意識に、家制度観、労働生活観、村落社会観の3者を含めたことが一応妥当なこと、ただ正確には、家制度観と労働生活観とは近く、それらに対し村落社会観は遠いこと、村落社会観の中で『村取決多数決』と『村落付合平等』は伝統的内容と近代的内容を並存すること、媒介項はそれ自体共通項でくれるような性格のものではないこと、等が読み取れよう。

3) 家意識諸項目の支持率と位置づけ

家意識に関する諸項目が、各々どの程度農家の人々に支持されているかを概観しておこう。

第3表は、家意識諸項目と経済条件・地域・個人属性との関連度（クramer係数とその基礎となるカイ自乗値⁽¹⁾）の有意水準を表示したものである。右端には肯定的支持率をのせている。ここで支持率とは、項目毎の5段階評価において、「全くそう思う」「まあそうだと思う」と肯定的に回答した者の、総人数に占めるパーセンテージをさす。また、クramer係数は5段階評価の家意識諸項目と5（または2）区分の回答者の基本属性を組み合わせで作成される5 & 5（5 & 2）分割表にもとづき、数値の大きい程関連しあって（偏って）いることを示す。第3表は全体に、経営耕地階層や性別による違いは少なく、続柄・年齢・学歴そして職業による違いが大きい、と言えそうである。どちらかと言えば、経済条件より、むしろ個人属性に左右されることが多いように思われるのである。

第4表は、第3表を要約した整理表で、関連度と支持率をクロスさせ、各項目の分類をしている。表側である、支持率の高さは人々の多くがその項目を肯定すること、逆に低さは否定ないし意見留保するものが多いことを示す。また、関連度の多さは、特定の層に支持が偏っていること、逆に少なさは、どの層にも一様の割で存在することを示す。第4表によれば、まず、諸項目が対角線上に集まらないのは、支持率と関連度が相関しないことを現わしている。次に、項目には、支持の層か率の高く、どの層からも支持される項目（例えば、『人間関係重視』等）と、どの層からも一様にあまり高い支持をえない項目（例えば『競争を肯定』等）、そして、ある層からは支持され、他の層からはあまり支持を受けないという残り多数の項目、の3種のあることが分かる。残り多数の項目の中で、特に関連度の多い項目は、媒介項で、それらには伝統的価値意識にかかわるという共通点がある（特に、時間観念を明瞭に含むものは、表中で*印を付けた）。伝統的価値意識は、特に、若い次世代の一部の者達に拒否反応を起こさせるようである。

第3表 全家族員の家意識諸項目についての関連度（クramer係数とカイ自乗検定の有意水準）そして支持率

家意識諸項目		クramer係数とカイ自乗検定の有意水準								支持率 (%)
		経営耕地	地 域	職 業	農 従事日数	続 柄	年 齢	性 別	学 歴	
家 制 度 観	家 産 を 守 る	.088+	.092*	.103**	.076	.116**	.131**	.094	.189**	81
	親の扶養義務	.073	.088*	.076	.080	.114**	.144**	.130**	.155**	89
	夫婦秘密なし	.088+	.098**	.126**	.101**	.144**	.189**	.066	.256**	78
	家に中心人物	.089+	.080	.068	.078	.091*	.107**	.071	.114*	80
	嫁取親の意向	.064	.109**	.108**	.102**	.112**	.150**	.095	.191**	69
	厳しくしつけ	.060	.078	.094*	.064	.082	.105**	.118*	.133**	85
媒 介 項	将来の為節約	.073	.099**	.128**	.098*	.171**	.186**	.074	.251**	56
	地域定住志向	.094*	.107**	.110**	.139**	.127**	.169**	.073	.200**	85
	地域慣行遵守	.069	.061	.094*	.096*	.139**	.191**	.087	.240**	79
労 働 生 活 観	資産心に余裕	.058	.090*	.088+	.087+	.100**	.113**	.079	.100+	78
	勤勉は美德	.086+	.067	.106**	.068	.109**	.141**	.054	.204**	82
	競争を肯定	.052	.066	.104**	.063	.081	.093*	.113*	.092	70
	農外勤務志向	.105**	.103**	.105**	.156**	.092+	.101*	.095	.101	29
	転職を肯定	.098*	.110**	.100*	.142**	.067	.084	.076	.085	36
村 社 会 落 後 観	近所付合親密	.079	.074	.083	.091*	.091*	.135**	.073	.191**	83
	人間関係重視	.066	.073	.107**	.097*	.063	.063	.043	.094	94
	村取決多数決	.092*	.092*	.079	.067	.122**	.161**	.041	.249**	61
	村落付合平等	.058	.063	.068	.062	.067	.101**	.055	.088	83

注(1) 表頭の属性は、性別・学歴が2区分、残りが5段階区分している。その内訳は、経営耕地：50a未満、50～99、100～199、200～299、300a以上、地域：東北3村、群馬M村、滋賀I村、佐賀N村、鹿児島N村、職業：農業、商工自営業、会社員、公務員・団体、無職・その他、農業従事日数：29日未満、30～59、60～99、100～149、150日以上、続柄：世帯主、妻、父母、息子・娘、その他、年齢：18～39歳、40～49、50～59、60～69、70歳以上、性別：男、女、学歴：中学（旧小）卒、高卒（旧中）以上、である。

(2) 表中記号はカイ自乗検定の有意水準で、**印1%、*印5%、+印10%有意である。

第4表 関連度と支持率とのクロス表における家意識諸項目の相対的位置づけ

		関 連 度 (クラーメ係数)		
		多	並	少
支 持 率	80 % 以上	<u>地域定住志向*</u>	親の扶養義務* 近所付合親密 勤勉は美德 家産を守る*	人間関係重視 村落付合平等 家に中心人物 厳しくしつけ
	65 ~ 79 %	<u>地域慣行遵守*</u> 夫婦秘密なし	嫁取親の意向*	資産心に余裕 競争を肯定
	65 % 未満	<u>将来の為儉約*</u>	村取決多数決 転職を肯定 農外勤務志向	

注(1) 関連度の多・並・少区分は、家意識諸項目において、第3表の表頭の6条件・属性（経営耕地、地域、職業、農業従事日数、続柄、年齢）との関連が、クラーメ係数で0.130以上が、2つ以上を多く、1つを並、0を少とした。クラーメ係数の0.130は、家意識18項目と6条件の組み合わせ総数108の中で0.130以上の数16であり、上位1/7を選ぶという便宜上の目安である。

(2) 表中の家意識諸項目の中で、下線——を引いた項目は媒介項、また右端に*印を付したものは、比較的明確に時間観念を含むと思われる項目である。

4) 伝統的家意識の規定条件

以上、家族員全員の調査データにもとづき、相関関係と支持率の二面から家意識諸項目の性格とその存在形態を見てきたが、最後に、伝統的家意識に及ぼす経済条件・地域・個人属性の影響力の相対的位置づけをしておこう。

第5表は、伝統的家意識を有する者と有しない者とが、社会経済的条件でどの程度見分けがつくか（正判別率）、また何が効くか（レンジの大きさ）、を数量化Ⅱ類を適用して4通り試算した結果である。ここで伝統的家意識とは、家の秩序や地域との融和など13項目の家意識を肯定する者94人（「全くそう思う」と「まあそうだと思う」の合計、項目の具体名は第5表、注(1)参照）を類型とした。また、非伝統的家意識について、(A)家産および地域慣行を肯定支持しないもの80人、(B)家産意識がなく、農外勤務を志向する者（＝言い替えれば、家業意識のない者）50人の二類型を設定した。非伝統的家意識保有者に

第5表 伝統的家意識と非伝統的家意識との間の規定条件の差異
(数量化Ⅱ類の重み・相関比)

属性	グループ類型 試算	伝統的家意識と非伝統的家意識(A)型			非伝統的家意識(B)型
		(1)	(2)	(3)	(4)
経営耕地		0.0151	0.0127	-0.0464	0.0198
地域		0.0232	0.0196	-0.0305	0.0092
農業従事日数			-0.0141		
年齢		0.1484	0.1478		0.1705
性別		0.0286		-0.0235	0.0243
学歴				0.1482	
固有値		0.326	0.318	0.175	0.176
相関比		0.571	0.564	0.418	0.420
正判別率(%)		77.6	77.6	69.5	72.2

注(1) 伝統的家意識をもつ農民(94人)と非伝統的家意識をもつ農民(A型80人, B型50人)とに分け, 両者を判別する要因として何が効いているかを数量化Ⅱ類で測定した。ここで, 伝統的家意識とは, 「親の扶養義務」, 「夫婦秘密なし」, 「家に中心人物」, 「嫁取親の意向」, 「厳しくしつけ」, 「家産を守る」, 「勤勉は美德」, 「将来の為儉約」, 「近所付合親密」, 「地域定住志向」, 「地域慣行遵守」を支持し, かつ「農外勤務志向」を支持しない者である。非伝統的家意識(A)型は, 「家産を守る」, 「地域慣行遵守」を支持しないもの(家産・慣行否定), 非伝統的家意識(B)型は, 「家産を守る」を支持せず, 「農外勤務志向」を支持するもの(家産・家業否定), である。

(2) 属性は, すべて2区分した。経営耕地:100アール未満—100アール以上, 地域:東北3村—東北以外, 農業従事日数:100日未満—100日以上, 年齢:50歳未満—50歳以上, 性別:男—女, 学歴:中学卒—高卒以上, である。表中の重みは, 属性の区分中の前者を0とおいた, 後者のウェイトを指す。2区分なので, 重みはレンジと等しくなる。

比して, 伝統的家意識保有者における意識項目数の多さが, まず第1の特徴である。個人を中心してみれば, 伝統的家意識保有者はそれだけさまざまな社会規範に縛られていることになる。

次に, 伝統的家意識と非伝統的家意識との判別を, 表側の社会経済条件を説明変数として試みた結果は試算(1)～(4)のとおりで, 正判別率が2/3から3/4の水準にある。試算(1), (2)は, この2類型の判別に効くのは年齢であり, 効き方の弱いのは経営耕地と地域であることを示している。年齢の代わりに, 年齢との相関の強い学歴を説明変数にいて計算したのが試算(3)である。正判

別率が8%程度低下するものの、学歴が年齢にとって代わり、第1に効く条件となる。非伝統的家意識を、(A)家産・地域慣行を肯定しないものから、(B)家産意識がなく、農外勤務を志向するものへとかえて計算したものが試算(4)である。経営耕地と地域の順位が入れ替わるが、おおむね試算(1)と同様の結果である。

このように、伝統的家意識と非伝統的家意識との判別に効くのは、第1に年齢であり、また学歴や性など個人属性にかかわる諸条件であること、他方、経営耕地、農業従事日数などの経済的条件や地域性は、効き方の弱いことが確認できるであろう。つまり、家意識は、周囲の経済的条件・地域性にはそれほど左右されず、直接的には個人属性によって規定される度合いが強いのである。そのことは、家意識が個人に内在化されており、自立的な存在であることを示唆していよう。

以上が、家族員全員を対象とした家意識諸項目の性格づけと実在状況である。次節においては、分析枠組みである相関関係と支持率によりながら、家意識の構造的特徴を、階層グループ毎に逐一検討してみよう。

(2) 階層グループ別にみた家意識の特徴

先に第2図で、家意識の16項目についての相関図を示した。同図は、項目数が多く複雑なので、次のように簡略化する(経営耕地200アール以上層について図示した第3図-Aを参照)。まず、家意識諸項目を対象の違いにより、家制度観、労働生活観、村落社会観の3つにグループ化し、媒介項3つを特に取り出し中間の位置に独立に配置する。類別グループはそれぞれ四角で囲み、最上段に類別グループの総称とそこに含まれる項目数を、次の段に、そのグループ内の項目同志でケンドール係数0.25以上の項目間相関関係の数を分子に、項目組み合わせ総数を分母に記載する。その分數値の大きさは、同グループ内での項目相互間の密接度合を現わしていよう。下半分には、同グループ内で、他項目(グループ外をも含む)との相関関係の多い項目名とその数を記し、どの項目が家意識の相関関係の中で多くの結びつきをもっているか、を示してい

る。掲載は省くが、第2図をこのように簡略化すると、家族員全体の家意識において、各グループは互いに独立性を持つこと、各グループは媒介項により結びつき、家制度観—労働生活観、家制度観—村落社会観という、家制度観を中心とした1つのまとまりをもつこと、をより鮮明に見出せるであろう。以下に、諸項目間の相関関係と支持率が、経営耕地階層、地域、続柄、年齢により如何なる特徴をもち、そこから如何なる家意識の構造が描きうるか、を提示してみよう。

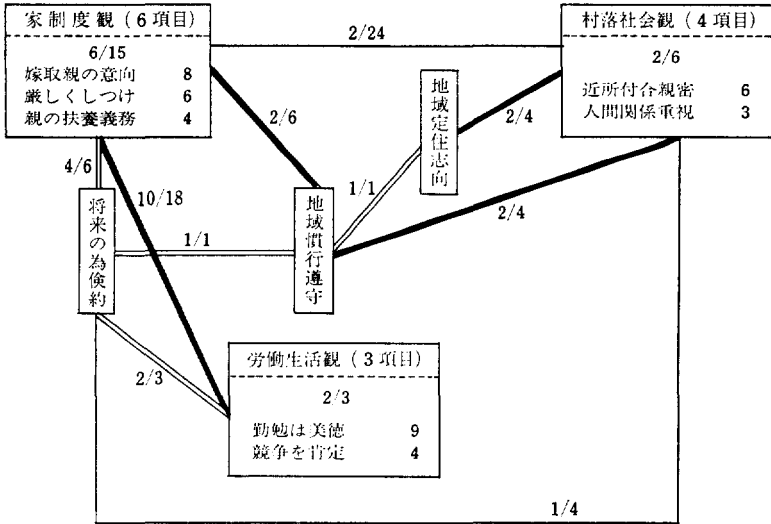
1) 家意識と経営耕地階層

第3図は、経営耕地階層別（紙面節約上、経営耕地1ha層を除く）に見た相関関係である。3階層を比較すると、(1)大規模層（2ha以上）は、家制度観と労働生活観との直接的つながりが多い。家制度観の中では、『嫁取親の意向』、『厳しくしつけ』、労働生活観の中では、『勤勉は美德』が、中心的な位置にある。(2)中規模層（1ha層）は、各グループ間の結びつきが少ない。(3)小規模層（1ヘクタール未満）は、各グループ間の結びつきが相当に密である。特に、家制度観は、労働生活観、村落社会観各々と直接あるいは媒介項を介して間接に関連するものが多い。家制度観の中では、『家産を守る』、『親の扶養義務』、労働生活観の中では、『資産心に余裕』において、他項目との相関が多い。また、村落社会観の諸項目の、グループ内外の諸項目との相関の多さが他階層と比べて際だっている。

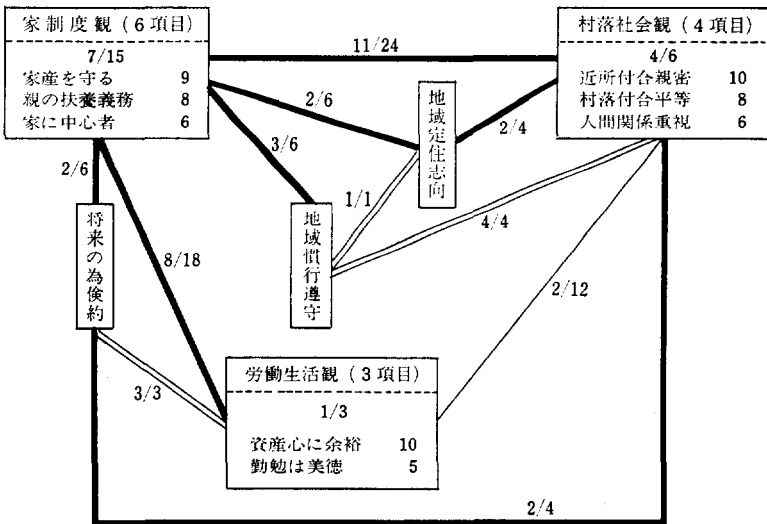
同じく、経営耕地階層と家意識諸項目との関係を、支持率により見たのが、第4図である。全般に、各項目の支持率は、経営耕地階層によってもさほど変わらないことが第1の特徴である。その前提のもとに、以下経営耕地階層による細かな差異を列記しよう。

- (a) 経営耕地階層全体の支持率は、『親の扶養義務』において高く、『嫁取親の意向』において低い。後者は、世評の芳しくない伝統的規範として、1部に拒否反応を引き起こすのであろう。『家産を守る』という家制度観の支持率は、大規模層ほど高く、逆に、『勤勉は美德』という労働生活観のそれは小規模層ほど高い。そして、この事実は、先の相関図で、経営耕地

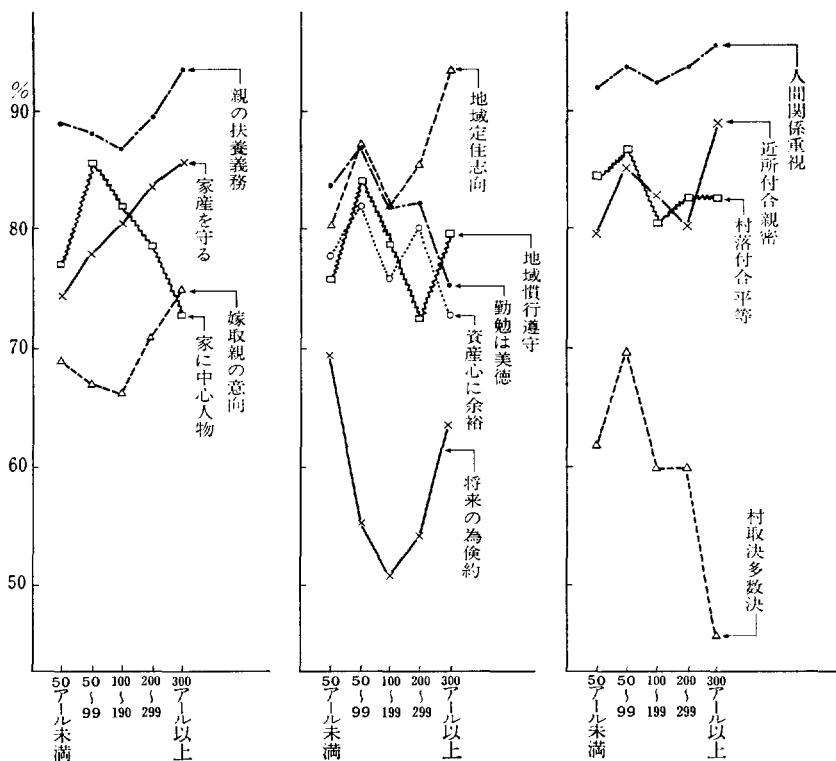
A 200 アール以上



B 100 アール未満



第3図 類別グループ内およびグループ間での家意識諸項目どうしの相関関係の数
注. 2/3 以上 ... =, 1/3 ~ 2/3 ... ■, 1/3 未満 ... —.



第4図 経営耕地階層別にみた家意識諸項目の支持率

大規模層で『勤勉は美德』が、小規模層で『家産を守る』が他項目との相関関係の多い「扇の要」的位置を占めたことと好対照をなす。一見矛盾する相関図と支持率図の関係は、次のように解釈できまいか。『家産を守る』は大規模農家なら誰しも条件にかかわらず肯定する者が多いのに対し、小規模農家の中には条件次第で否定的な者も出てくる。このように、『家産を守る』を支持するか否かは、小規模農民において条件次第で可変的なので、逆に他の項目との相関をもつことになるのであろう。経営耕地大規模層における『勤勉は美德』もまた同様に位置づけられる。とはいえ、支持率の高低と相関関係の多寡とは一般的には無関係である。ここで『家産を

守る』とは逆の例をあげれば、『資産心に余裕』は経営耕地小規模層において支持率が高く、かつ、他項目との相関関係も多い項目であった。

- (b) 媒介項は、概して他項目との相関関係が多いのだが、その内訳は支持率の高い『地域定住志向』、『地域慣行遵守』と、支持率の低い『将来の為儉約』に分けられる。『将来の為儉約』は、経営耕地中規模層において半数近い者から支持されていない。現在を辛抱して将来に備えるというのは、特に中規模層には受け入れがたい生活観なのであろう。

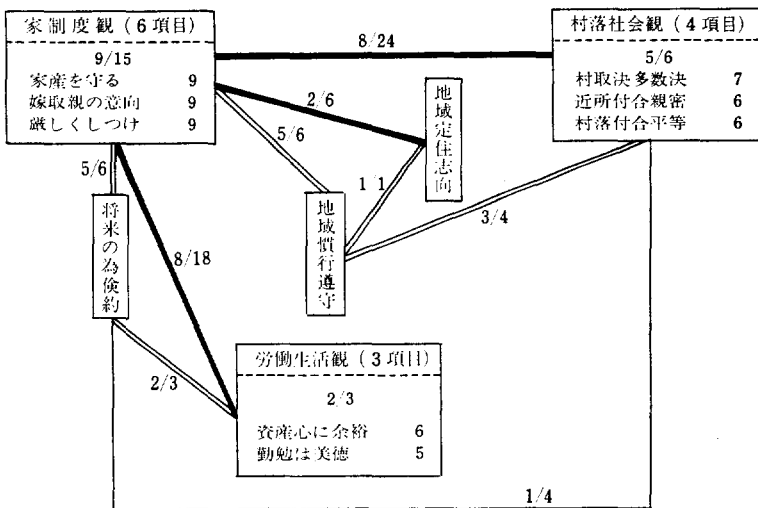
- (c) 村落社会観は、『人間関係重視』、『村落付合平等』など概して経営耕地階層を問わず誰からも支持されている項目が多い。例外的に、『村取決多数決』は、支持率が低く、また相対的には小規模農民ほど支持する者の割り合いが高い。小規模農民にとって、家を単位とした村落の意思決定の方法が最も望ましい、ということであろう。大規模階層にかたよった調査対象の歪みがここに誇張され出てきているかもしれない。

以上を小括しよう。家意識は全体に経営耕地階層によってあまり違いがなかった。とはいえ、細かにみれば、経営耕地階層毎にそれぞれ特徴がある。まず、経営耕地大規模層農民は、大半が、家産を守り、地域に定住しようと考えている。反面、経営体としての合理性を追求するためと思われるが、従来からの村落運営のあり方、刻苦勉励の労働観や家長中心の家制度観、等の伝統的社会規範の一部に懐疑的である。両者のあい混じった中で、世代間の融和を重視する、家族協業体的性格は比較的維持されている。次に、経営耕地中規模層農民は、質素儉約の生活規範にやや欠け、地域に定住しようとする性向もあまり強くない。特に、家意識諸項目のつながりの希薄なことは、家意識としてのまとまりのなさを示唆し、1つの変化に対する連鎖反応の乏しさにつながるように思われる。他方、経営耕地小規模層農民は、土地を家産と考えるより、むしろ資産として評価するきらいがある。そして、従来からの慣行や村落運営、生活規範を是とする伝統的家意識が意外と堅固に維持されている。

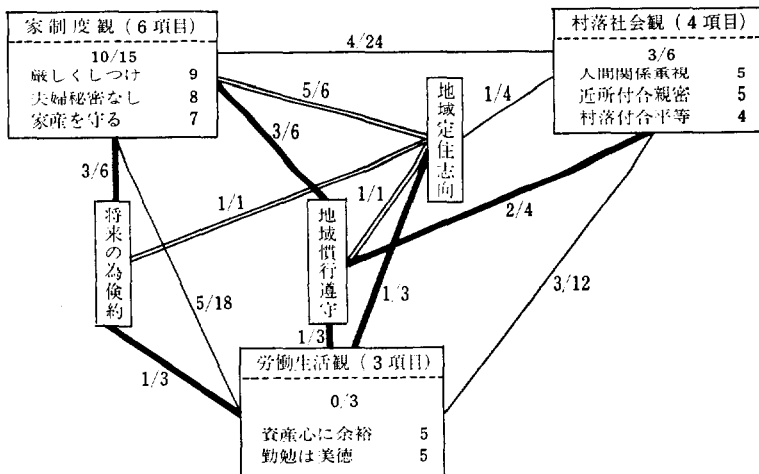
2) 家意識と地域性

家意識諸項目の相関を、6村落について比較してみよう（紙面節約のため宮

A 宮城O村



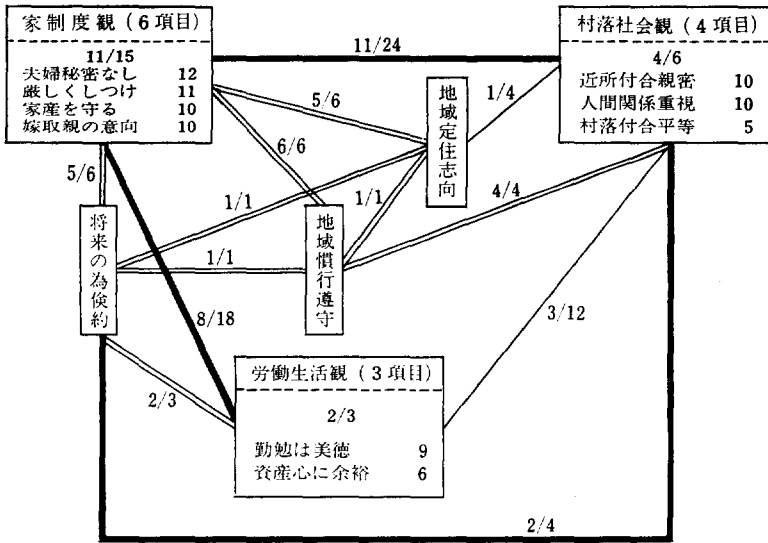
B 群馬M村



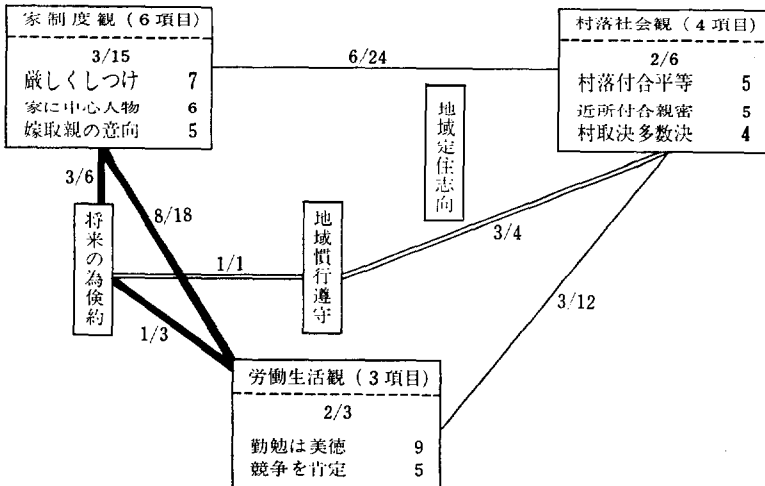
第5図 類別グループ内およびグループ間での

注. 第3図と同じ.

C 佐賀 N 村



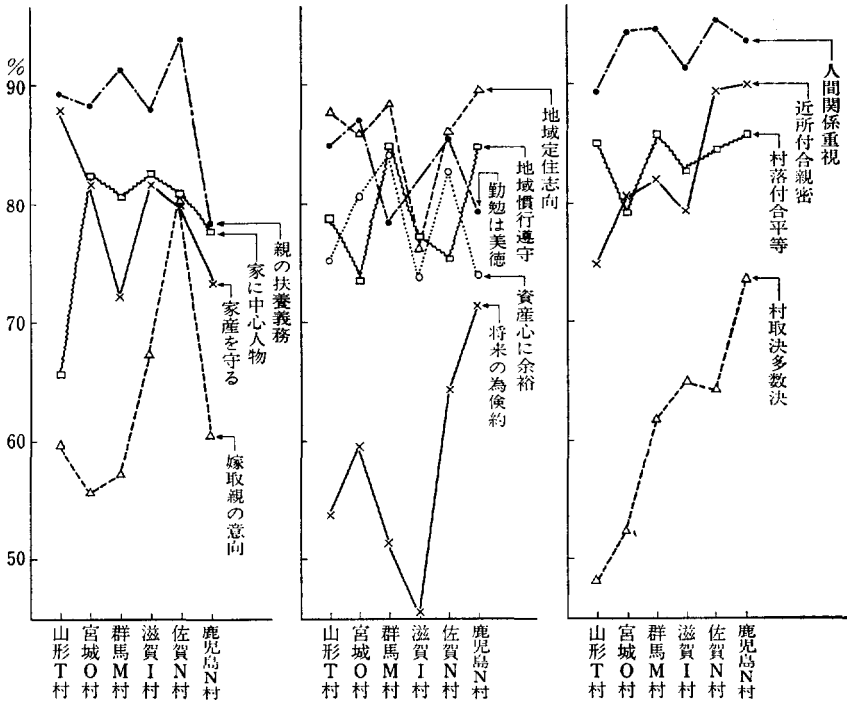
D 鹿児島 N 村



家意識諸項目同志の相関関係の数

城 O 村, 群馬 M 村, 佐賀 N 村, 鹿児島 N 村のみ掲載し, 山形 M 村は山形 T 村で代替されると考えて, 説明をも省略した)。第 5 図によれば, ①各グループ(例えば, 家制度観)内での項目相互の相関は, 宮城 O 村, 佐賀 N 村に強いものが多く, 山形 T 村, 鹿児島 N 村に少ない。②家制度観の中で, 他項目との相関関係の多い項目として, どの村落にも現われるものに『家産を守る』があるが, 鹿児島 N 村の場合のみには該当しなかった。反対に, 『家に中心人物』, 『親の扶養義務』等是他項目との相関の少ない項目で, 前者は山形 T 村, 鹿児島 N 村, 後者は滋賀 I 村にのみ, 相関関係の多い項目として現われる。家産意識が希薄なのに, 半面で伝統主義的な家意識の強い鹿児島村落の特異性をここに見ることができよう。③労働生活観の中では, 『資産心に余裕』と『勤労は美德』が相関関係の多い項目であった。『資産心に余裕』の方がより多いのが宮城 O 村, 滋賀 I 村, 逆に『勤労は美德』の方がより多いのが佐賀 N 村, 鹿児島 N 村であった。④村落社会観においては, 既存の地縁社会や依存的人間関係に対する肯定的姿勢を示す『近所付合親密』, 『人間関係重視』が, 佐賀 N 村において他項目との相関が特に多かった。⑤媒介項の中で, 『将来の為儉約』が, 家制度観と労働生活観だけでなく, 家制度観と村落社会観をも結びつける働きをしている村落として, 山形 T 村, 佐賀 N 村がある。『地域定住志向』が家制度観と村落社会観だけでなく, 家制度観と労働生活観をも結びつける働きをしている村落として山形 T 村, 群馬 M 村, 滋賀 I 村がある。『地域慣行遵守』が他項目とあまり相関しない村落として山形 T 村, 鹿児島 N 村, 逆に比較的相関の多い村落として佐賀 N 村, 宮城 O 村がある。

同じく, 6 村落と家意識諸項目との関係を, 支持率により見たのが, 第 6 図である。各項目の支持率の格差は, 村落によってそれほど大きくない。格差の大きい『嫁取親の意向』, 『将来の為儉約』, 『村取決多数決』は, いずれも支持率が低く, 人によってはある種の緊張や犠牲を伴うと懸念されそうな伝統的社会規範である。ただ, 鹿児島 N 村の場合, 伝統的家制度観や労働生活観の少なく, 地域重視の村落社会観の多いことが, 他の 5 村落とかなり違っている。以下, 鹿児島 N 村を除く 5 村落間の細かな違いの中で主たる特徴をひろいあ



第6図 村落別にみた家意識諸項目の支持率

げよう。(a) 家制度観の中では、『家産を守る』は山形 T 村, 宮城 O 村, 滋賀 I 村, 佐賀 N 村において支持率が高い。しかし, 前2者の東北2村落は他の伝統的家制度観についても高いというわけではない。むしろ、『親の扶養義務』, 『嫁取親の意向』等については, 佐賀 N 村において高かった。(b) 労働生活観では、『勤勉は美德』は, 東北2村落と佐賀 N 村で高かった。純農村水田地帯に特に支持されている価値観と言えよう。(c) 媒介項のうち『将来の為倹約』は, 群馬 M 村, 滋賀 I 村など都市近郊村落で人気がなかった。(d) 村落社会観の中で『近所付合親密』, 『村取決多数決』の支持率は, 概して西高東低であった。

以上を小括しよう。まず, 6村落は, 一般的には, 東北型水田村落=山形 T 村, 宮城 O 村, 都市近郊型村落=群馬 M 村, 滋賀 I 村, 西南型水田村落=佐賀 N 村, 西南型畑作村落=鹿児島 N 村, と類型化しうるであろう。その類型

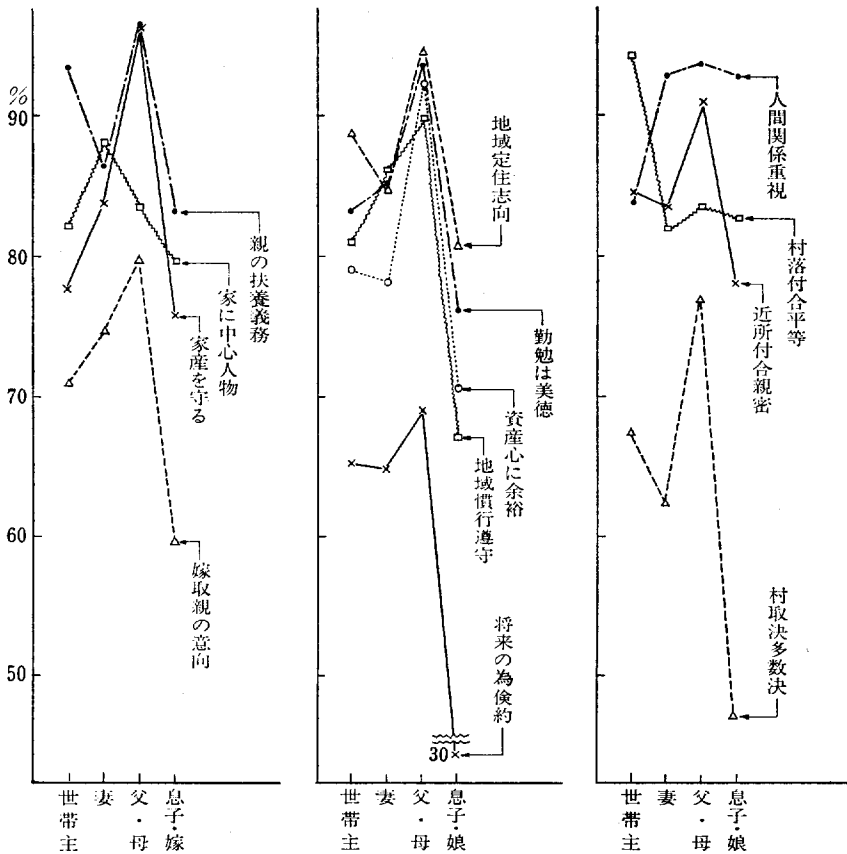
毎に特徴を述べれば、まず、各村落ともバラバラの動きが多く、全体に明確な類型化が困難であるということである。その前提のもとで以下に微弱な特徴を挙げよう。東北型水田村落の農民は、家産を重視し、刻苦勉勵の労働生活観と地域定住志向をもつ。内訳では、家意識の全体としてのまとまりが、宮城 O 村において強く、山形 T 村で弱かった。都市近郊型村落(特に滋賀 I 村)は、都市化の割に伝統的家意識が健在なようである。西南型水田村落である佐賀 N 村は、総じて東北型村落以上に伝統的家意識が強かった。特に、類別グループを異にする項目が相互に濃厚に絡まっているという特徴がある。西南型畑作村落の鹿児島 N 村の場合のみは、他村落とかなり違っている。伝統的家制度観、の弱い一方で、地域重視の村落社会観が強く、家意識全体としての項目間のまとまりを欠くのである。

3) 家意識と続柄

図の掲載は省くが、家意識諸項目間の相関関係を、成員の続柄別に見た結果を要約しよう。

①全体として、父母における相関関係の濃密さと息子・娘における希薄さとが明瞭である。②世帯主の場合、家制度観—労働生活観の間のつながりは多く、村落社会観とはやや疎遠である。家制度観の中では『家産を守る』、労働生活観の中では『勤勉は美德』が他項目との相関関係の多い項目となっている。③妻の場合、諸項目間の相関が全体に少なく、特に、家制度観内部のそれが少ない。家制度観の中では『嫁取親の意向』の相関関係が多く、親子2世代の和合を尊重するようである。④父母の場合、家制度観、労働生活観、村落社会観および媒介項が、グループ内外いずれも網目状に密接につながりあっている。特に、村落社会観諸項目のつながりの多さが顕著である。家制度観の中では、『厳しくしつけ』など家族成員の和にかかわる項目が他項目との相関関係の多い項目となっている。⑤息子・娘の場合、各項目はグループの内外ともにつながりが弱く、それぞれが孤立している。媒介項も、異なるグループを結ぶ働きをほとんど果たしていない。

同じく、続柄と家意識諸項目との関係を、支持率により見たのが第7図であ



第7図 続柄別にみた家意識諸項目の支持率

る。まず、全体に共通するのは、父母の支持率が高く、息子・娘の支持率が低いこと、そして、続柄別の支持率の格差が経営耕地階層や地域のそれにくらべ大きいこと、である。続柄は、経営耕地階層や地域を越えて、成員の家意識に一定の影響を与えるのである。次に、例外的な動きをする項目を幾つか拾いあげよう。『家に中心人物』の支持率は、妻に高く、父母に低い。『村落付合平等』は、世帯主において最も支持率が高く、また、息子・娘からも良く支持されている。『人間関係重視』は、誰からも高い支持を得ているが、世帯主のみやや

低めである。

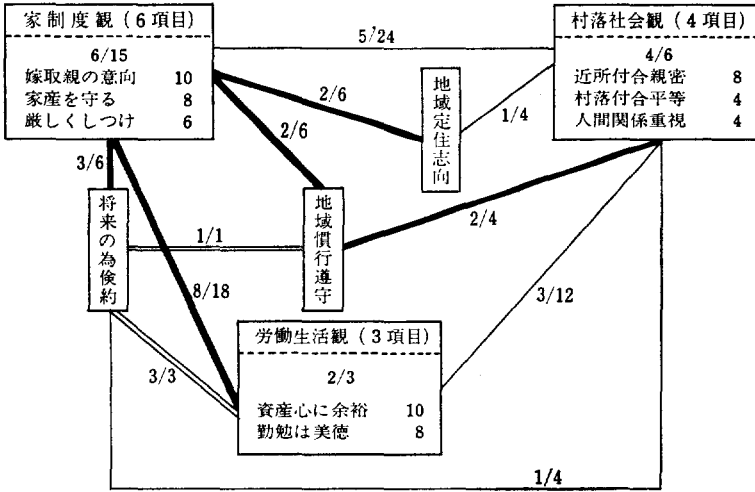
以上を小括しよう。家意識は全体に続柄によりかなり異なっていた。まず、父母は、伝統的家意識の最も忠実な担い手である。父母にあっては、家制度観、労働生活観、村落社会観が1つのまとまりをなしており、家族成員の和を重視し、村落と融和しようという気持ちが強い。世帯主の場合、家産意識を結合のかなめとして伝統的家意識のまとまりは堅持するものの、父母ほどの強さを持たない。このことは、世代差と同時に、現実の世間を生きる当事者としての世帯主の場合、家意識を父母ほどに純化した信条とするわけにはいかないことを示唆していよう。未だ現実の世間への浸りかたの少ない息子・娘にあっては、既存の伝統的家意識には批判的な者も多い。特に、自分達が直接迷惑をこうむりかねない項目(『嫁取親の意向』、『将来の為倭約』など)について、その傾向が顕著である。ただ、若い息子・娘達にあっては、人間関係を重視し、付き合いの平等を尊重する観念が一般化していること、そして、批判的といってもなお伝統的家意識を支持する者が2/3を占めることは注意されてよい。

4) 家意識と年齢

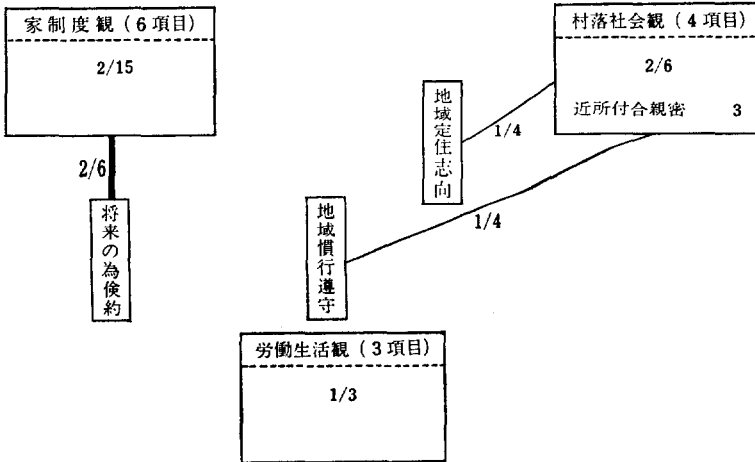
第8図は、家意識諸項目間の相関関係を、年齢別(40~59歳層を除く)に見たものである。18~39歳では極端に相関関係が少なかったが、年齢とともに相関を強め、60歳以上層では網目状の濃厚な関係になる。年齢階層毎の主な特徴を挙げれば、①60歳以上層の場合、伝統的な家制度観や質素倭約の生活観、資産重視の労働生活観などが家意識をまとめる上で中心的役割を果たしている。②40~59歳層の場合、『将来の為倭約』が媒介的機能を果たさないために、家制度観と労働生活観とのつながりが薄くなってしまっている。③39歳以下層の場合、項目相互に相関関係がほとんどなく、家意識としてのまとまりを備えていない。

同じく、年齢と家意識との関係を支持率により見たのが、第9図である。まず、ほとんどの項目において年齢が高まるほど支持率も上昇すること、年齢階層による支持率の最高と最低の格差は、経営耕地、地域と比べて格段に大きいこと、が判明しよう。年齢が家意識に与える影響がそれだけ大きいのである。

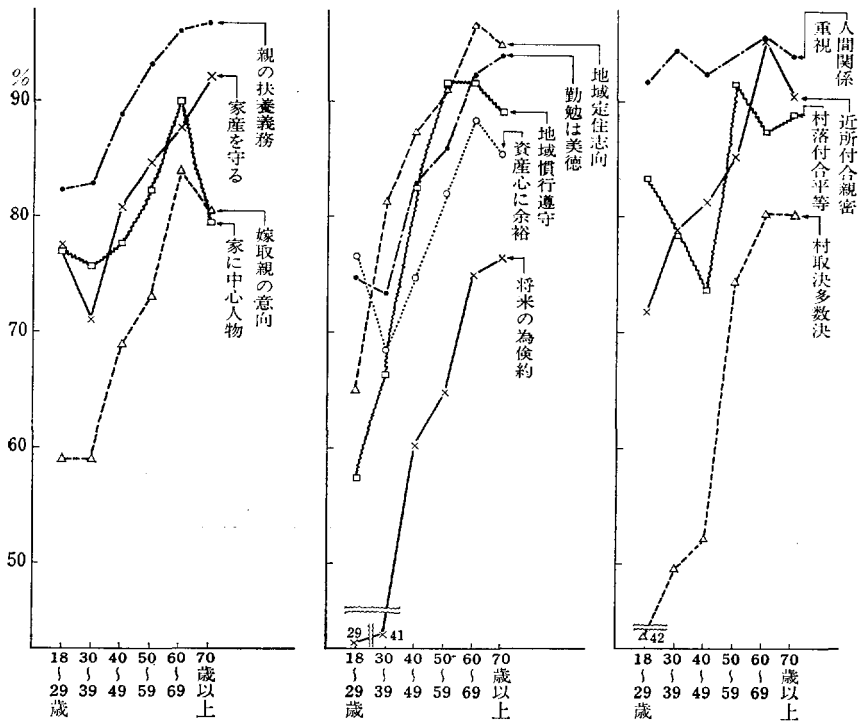
A 60歳以上



B 39歳以下



第8図 類別グループ内およびグループ間での家意識諸項目同志の相関関係の数値。第3図と同じ。



第9図 年齢階層別にみた家意識諸項目の支持率

ただ、『人間関係重視』、『村落付合平等』は概して高い支持率で、年齢階層間格差をもたなかった。

以上を小括しよう。家意識は年齢階層によって大きく異なっている。年齢が高齢になるほど伝統的家意識を堅固に保有しているのである。ところで、この傾向から逆に家意識諸項目を性格づければ、第9図に挙げた項目の大半は、伝統的家意識とみて差し支えないことになる。したがって、例えば『村落取決多数決』は、民主主義のルールとしての多数決原理とはやや異質な、村落固有な原理としてのそれである、とおおかた判断してよいことになる。反対に、若齢層にも支持者の多い『村落付合平等』には、村落固有の伝統的原理であると同時に、戦後民主主義の理念としての平等が混ざり込んでいる可能性があり、ま

た、年齢を問わず支持率の高い『人間関係重視』は、伝統的か近代的かを問わず、日本人に共通ないしは不変の価値観である、と言えるだろう。

このように、1)～4)を通じて、経営耕地、地域、続柄、年齢階層別に、相関関係と支持率を指標として、家意識構造の実態確認を進めてきた。第6表は、その内、相関関係について、一覧表の形で整理したものである。表中数値は、各グループ内（またはグループ間）の項目組み合わせ総数に占めるケンドール順位相関係数0.25以上の項目間数の割合で、値が大きいほど項目間のつながりが密なことを示す。グループでそれぞれ項目内容、項目数も違うことから、グループ間（例えば村落社会観と家制度観）を見比べることはあまり意味がないが、同グループ内（例えば経営耕地階層間あるいは経営耕地階層と地域）を見比べることは意味がある。第6表により、グループ毎の特徴をみておこう。

① 村落社会観のつながりの密なのは、100 a 未満層、宮城 O 村と佐賀 N 村、父母、60 歳以上、② 家制度観のつながりの密なのは、宮城 O 村と佐賀 N 村、父母、③ 労働生活観のつながりの密なのは、200 a 以上、宮城 O 村と西南日本の各村落、世帯主と 40 歳以上、④ 村落社会観—家制度観のつながりの密なのは、100 a 未満、父母、同様、家制度観—労働生活観の場合は、200 a 以上、労働生活観—村落社会観の場合は、父母、そして家意識全体にわたってのつながりの密なのが、宮城 O 村と佐賀 N 村、ということが、明らかになる。また、類別グループ間関係の傾向としては、家制度観内部における諸項目相互の相関関係が多いと、(a) 村落社会観内部の相互の相関関係も多くなる。と同時に (b) 家制度観から村落社会観ないし労働生活観へ直接あるいは媒介項目を介して間接に相関しあう、異なる諸項目間の相関関係の数も多くなる。他方で、(c) 労働生活観内部の相互の相関関係は家制度観内部の相関関係の多寡と無関係で、また (d) 村落社会観と労働生活観とも、直接・間接をとわず相関しない、と言えよう。このことから、村落社会観と労働生活観とは、家制度観を中心とした家意識の構成要素であるが、両者の方向は異なること、家意識の強まりは、家制度観、労働生活観、村落社会観をそれぞれ別個に強めるのではなく、三者が融合する形で進むものであり、特に、家制度観と村落社会観との関係の密なこと、

第6表 階層グループ別にみた、家意識の類別グループ内外の高相関係数の割合

家意識の類別グループ 階層グループ		村落社会観・家制度観・労働生活観のグループ内・外の高相関係数割合						
		村落社会 (4項目)	〈直接相関〉 〈間接相関〉	家制度 (6項目)	〈直接相関〉 〈間接相関〉	労働生活 (3項目)	〈直接相関〉 〈間接相関〉	村落社会 (4項目)
全	体	0.50	〈0.00〉 〈0.42〉	0.40	〈0.00〉 〈0.33〉	0.67	〈0.08〉 〈0.00〉	0.50
経営耕地階層	200アール以上	0.33	〈0.08〉 〈0.34〉	0.40	〈0.56〉 〈0.44〉	0.67	〈0.00〉 〈0.00〉	0.33
	199~100アール	0.50	〈0.00〉 〈0.41〉	0.33	〈0.06〉 〈0.11〉	0.33	〈0.17〉 〈0.00〉	0.50
	100アール未満	0.67	〈0.46〉 〈0.67〉	0.47	〈0.44〉 〈0.33〉	0.33	〈0.17〉 〈0.00〉	0.67
地域別	山形T村	0.50	〈0.13〉 〈0.80〉	0.33	〈0.22〉 〈0.45〉	0.33	〈0.25〉 〈0.42〉	0.50
	宮城O村	0.83	〈0.33〉 〈0.84〉	0.60	〈0.44〉 〈0.56〉	0.67	〈0.00〉 〈0.00〉	0.83
	群馬M村	0.50	〈0.17〉 〈0.46〉	0.67	〈0.28〉 〈0.62〉	0.00	〈0.25〉 〈0.25〉	0.50
	滋賀I村	0.33	〈0.21〉 〈0.76〉	0.40	〈0.28〉 〈0.28〉	0.67	〈0.17〉 〈0.25〉	0.33
	佐賀N村	0.67	〈0.46〉 〈1.63〉	0.73	〈0.44〉 〈0.56〉	0.67	〈0.25〉 〈0.33〉	0.67
	鹿児島N村	0.33	〈0.25〉 〈0.00〉	0.20	〈0.44〉 〈0.17〉	0.67	〈0.25〉 〈0.00〉	0.33

続	柄 世 帯 主	0.33	$\frac{0.08}{0.33}$	0.47	$\frac{0.33}{0.17}$	0.67	$\frac{0.08}{0.25}$	0.33
	妻	0.50	$\frac{0.04}{0.33}$	0.13	$\frac{0.22}{0.33}$	0.33	$\frac{0.00}{0.25}$	0.50
	父 母	1.00	$\frac{0.71}{0.96}$	0.80	$\frac{0.33}{0.61}$	0.33	$\frac{0.42}{0.75}$	1.00
	息 子 ・ 嫁	0.50	$\frac{0.08}{0.00}$	0.33	$\frac{0.06}{0.00}$	0.33	$\frac{0.00}{0.00}$	0.50
年	60 歳 以 上	0.67	$\frac{0.21}{0.38}$	0.40	$\frac{0.44}{0.50}$	0.67	$\frac{0.25}{0.25}$	0.67
	59 ~ 40 歳	0.50	$\frac{0.04}{0.21}$	0.20	$\frac{0.06}{0.00}$	0.67	$\frac{0.08}{0.00}$	0.50
	39 歳 以 下	0.33	$\frac{0.00}{0.00}$	0.13	$\frac{0.00}{0.00}$	0.33	$\frac{0.00}{0.00}$	0.33

注(1) 村落社会観・家制度観・労働生活観の各グループ内での諸項目の組み合わせ総数の中で、ケンドール順位相関係数0.25以上のものの割合を示す。例えば、全体一村落社会観の欄は、村落社会観4項目の範囲内組み合わせ総数は6個、うちケンドール順位相関係数0.25以上は3個で、数値は0.50となる。太字は数値0.60以上を示す。

(2) 村落社会観・家制度観・労働生活観の三者間の数値の内、上段はグループ間の組み合わせ総数の中で、ケンドール順位相関係数0.25以上のものの割合、下段はグループ間が媒介項目を介して間接的につながる場合を数値化した。例えば、全体における村落社会観と家制度観とは、組み合わせ総数 $4 \times 6 = 24$ であるが、順位相関係数0.25以上のものはなかったので上段は0.00、他方、村落社会観および家制度観は地域定住志向と各々 $2/4$ および $2/6$ の比率で相関関係をもつので、地域定住志向を介して村落社会観と家制度観とは $2/4 \times 2/6 = 4/24 = 0.17$ 関係する。同様に、地域慣行遵守を介して $3/6 \times 2/4 = 6/24 = 0.25$ 関係し、先の0.17とあわせて合計0.42となる。また、太字は上段（直接相関）と下段（間接相関）との合計が1.00以上のものである。なお、媒介項が2つ以上を介してつながる関係については無視している。

が示唆されるのである。

(3) 農家の経営方針・農地意識・家継承意識の論理と規定条件

以下では、「世帯主」(うち、我々の世帯主用調査に世帯主自身が記入したもの236人、その他の家族員が代わって記入したもの22人)を対象として、経営方針・農地意識・家継承意識について、規定条件との関連および経営方針・農地意識自体の相関関係を検討し、前述の家意識の構造と対比してみよう。

1) 経営方針・農地意識・家継承意識と規定条件の関連

第7表 「主帯主」の家意識諸項目についての関連度(クラマー係数とカイ自乗検定の有意水準)そして支持率

家意識諸項目		クラマー係数とカイ自乗検定の有意水準						支持率 (%)
		経営耕地	地 域	職 業	農業従事日数	年 齢	学 歴	
家 制 度 観	家産を守る	.148	.135	.127	.105	.134	.235**	76
	親の扶養義務	.107	.149	.108	.127	.123	.117	92
	夫婦秘密なし	.129	.138	.169*	.091	.192**	.169	81
	家に中心人物	.116	.145	.199**	.116	.116	.102	83
	嫁取親の意向	.106	.147	.171*	.127	.158+	.194+	67
	厳しくしつけ	.113	.157+	.121	.136	.128	.095	87
媒 介 項	将来の為儉約	.134	.143	.160+	.086	.156+	.165	62
	地域定住志向	.144	.159+	.098	.171*	.161*	.072	90
	地域慣行遵守	.125	.123	.210**	.141	.165*	.159	83
労 働 生 活 観	資産心に余裕	.141	.133	.164*	.141	.147	.114	78
	勤勉は美德	.092	.135	.157+	.111	.206**	.179+	82
	競争を肯定	.091	.104	.141	.117	.115	.104	71
	農外勤務志向	.119	.155	.165+	.190**	.146	.206*	28
	転職を肯定	.147	.162+	.106	.146	.114	.087	32
村 落 社 会 観	近所付合親密	.123	.139	.145	.103	.156+	.222*	84
	人間関係重視	.108	.124	.159+	.160*	.096	.134	96
	村取決多数決	.150	.110	.108	.133	.153+	.215*	64
	村落付合平等	.106	.152+	.149	.121	.142	.178+	85

注. 表頭の属性の内、経営耕地から年齢までは5段階区分、学歴は2段階区分で、区分の仕方およびカイ自乗検定の有意水準の記号は、第3表の注に準じる。

「世帯主」の家意識と、経済条件・地域・個人属性との関連を、クラマー係数とカイ自乗検定の有意水準でみたのが第7表である。まず、概観していえることは、先の第3表の全家族員の場合より以上に、経営耕地との関連がなく、農業従事日数・地域との関連も微弱になっている。世帯主に限ることによって均質化したために、条件や属性によるばらつきが減り、クラマー係数値（関連度＝ばらつき度）は低くなったのであろう（クラマー係数が大きいにもかかわらず有意水準の低いのは、データ数の少なさによる）。なお、相対的に関連度の強い条件・個人属性として、職業および年齢がある。

次に、「世帯主」の経営方針・農地意識・家継承意識と経済条件・地域・個人属性との関連度合をみたのが第8表である。概括すれば、地域・職業・経営耕地との関連が強く、年齢・学歴との関連は弱い、と云いうる。前述の家意識とは対照的に、経営方針・農地意識（および家継承意識の一部）において、経済条件・地域に左右される度合が大きく、年齢・学歴などの個人属性に影響される度合は小さいのである。

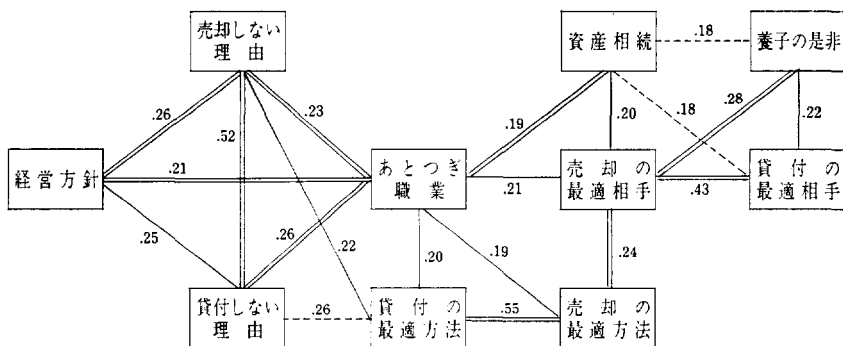
2) 経営方針・農地意識・家継承意識の相関関係

第10図は、経営方針・農地意識・家継承意識の諸項目間において、カイ自

第8表 「世帯主」の経営方針・農地意識・家継承意識についての関連度
（クラマー係数とカイ自乗検定の有意水準）

基本属性 経営方針・農地観・家継承意識	属性別のクラマー係数とカイ自乗検定の有意水準					
	経営耕地	地 域	職 業	農従日数	年 齢	学 歴
農業経営の今後方針	.271**	.219**	.206**	.211**	.116	.093
農地売却しない理由	.215**	.203**	.191*	.206**	.145	.234*
農地貸付しない理由	.256*	.282**	.278**	.294**	.238+	.194
売却の最適方法	.147	.250**	.234**	.169	.146	.101
貸付の最適方法	.192*	.192*	.207*	.195*	.169	.075
売却の最適相手	.171	.270**	.157	.171	.170	.225+
貸付の最適相手	.192*	.247**	.136	.143	.159	.062
あとつぎに望む職業	.290**	.202**	.190**	.183**	.215**	.247**
資産相続の方針	.151	.247**	.128	.987	.141	.168
養子を迎える是非	.170	.170	.158	.118	.157	.224+

注. 属性区分、有意水準の記号は第3表注に準じる。



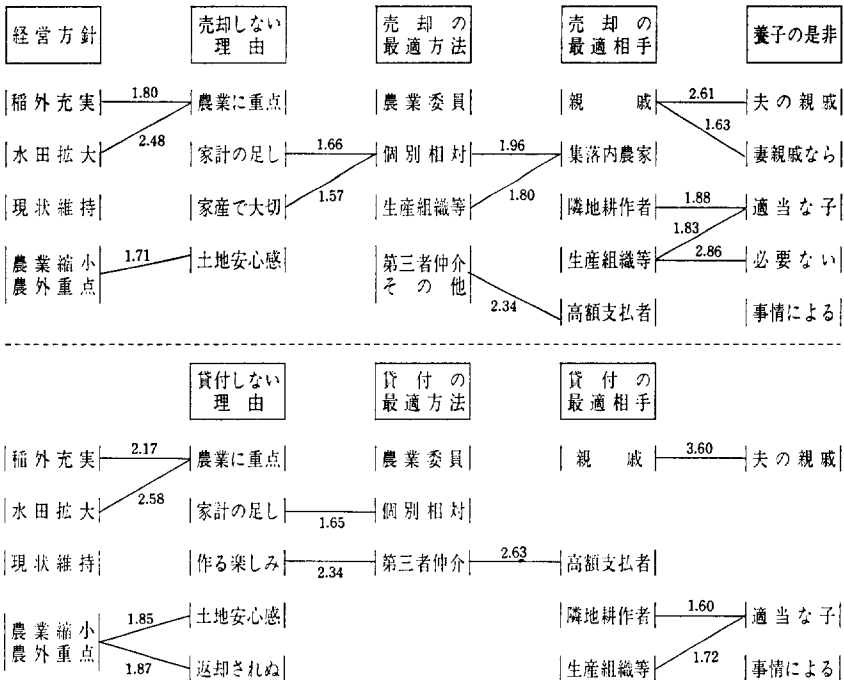
第10図 経営方針・農地意識・家の継承意識の相互関係

注. 図形表示の解説

カイ自乗検定で、====…有意水準 1% 未満、——…5 ~ 1%, ----…10 ~ 5%。
なお、線上数値はクラマー係数。

乗検定で 10% 以上の有意水準にある関係のみを線で結び図示したものである（線上の数値はクラマー係数）。①『売却しない理由』と『貸付しない理由』、『売却の最適方法』と『貸付の最適方法』、『売却の最適相手』と『貸付の最適相手』がそれぞれ類似の質問項目ということでクラマー係数 0.42~0.55 の強い関連をもつこと、②『売却しない理由』と『貸付しない理由』は『経営方針』および『あとつぎ職業』という現在・将来の当該経営方針と密に関連し 1 つのまとまりを形成すること、③ 売却・貸付けの『相手』は、資産相続や養子の賛否といった家継承のあり方と大なり小なり結びつくこと、④ 売却・貸付けしない『理由』と『相手』とはやや遠い関係にあるが、売却・貸付けの『方法』や『あとつぎ職業』を介してつながりをもつこと、等が読みとれる。

このことを、農地売却および貸付けについて上段と下段に分けて、その脈絡をおって図示したのが第 11 図である。ここで、各項目の内訳については、実測数を期待値で割った比率で 1.5 以上の内訳項目を線でむすび、その比率を線上に記している。比率は、内訳項目間の標準的関連からのへだたり度合を表わすと考えられる。したがって、標準的な脈絡は、第 11 図では逆に線で図示されぬところに存在することになる。具体的にいえば、経営方針では過半の (62



第11図 経営方針・農地意識・家継承意識の関連の強いものとおしのつながり
——農地売却と貸付けの2ルートを中心にして——

注. 図の線上数値は、実測数÷期待値で、それが1.50以上のもののみ直線で結び、数値表示している。

%)ものが現状維持をしたいと望んでいるが、なぜ売却・貸付けしないかとなると理由は様々である。ところが、売却・貸付けの方法となると、また半数のもの(65%・42%)が「農業委員の仲介」を最適だと思っている。そして、売却・貸付けの相手となると、再び見解は多様に分かれて、コンセンサスはなくなってしまうのである。なお、資産相続については、鹿児島N村を除けば半数は単独相続(47%)を予定し、養子については、「事情による」として明確な規範意識をもたぬもの(44%)が多いのである。

こうした標準的な関連のもとに、部分的だが特徴的な内訳項目間のつながりがある。

- ① 「稲外充実」か「水田拡大」かの方向性はともかく、農業の規模拡大を志向するものは、「農業に力をいれる」ことを理由として農地を売却する気のないものが多い。逆に、「農業を縮小」、「農外へ勤め」を志向するものは、「土地をもつことによる安心感」あるいは「貸したら返却されぬという不安感」を理由に農地の売却・貸付けをしたがらない。
- ② 農地売却・貸付けの方法として個別相対を選好するものは、売却・貸付しない理由として、「農業は家計の足しになる」をあげたものが多い。貸付け方法として「第三者の仲介」を選好したものには、貸付けしない理由として「作る楽しみ」をあげたものが多い。
- ③ 買い値・借地料の高い相手に売却・貸付けしたいと答えたものに、方法として「第三者の仲介」をあげたものが多い。
- ④ 養子は「夫の親戚」からもらうべきだと主張したものは、売却・貸付けの相手も親戚を選ぶ傾向がある。他方、「適当な子がいれば、養子をもらう」と答えたものは、売却・貸付けの相手を「隣地耕作者」や「生産組織や農協など」とするものが多い。

以上から、内訳項目間の図示されぬところの主要な流れも、部分的な特徴的つながりも、それなりに論理的脈絡をもちつつ、全体として経営方針—農地意識（理由・方法・相手）を貫く論理となりえていないと言いうるだろう。ここに見出せるのは、今日の困難な農業状況を、農家の多くは現状維持の経営でしのごうとしていること、その状況下で農家はなんとしても土地を手放すまいとするのだが、土地保有の理由づけとなると人さまざまであること、それは、農地の売買・貸借市場の狭あいさの現われであり、そのことが貸し手にとっては保証、借り手にとってはテコ入れの意味で「農業委員の仲介」を希望させ、また市場価格の高低にこだわらないので多様な相手を選ばせているのであろう。

3) 農地意識・家継承意識の規定条件

さて、農地意識と家継承とを組み合わせ、典型的な類型を2グループずつ取り出し、その違いをもたらし経済条件・地域性・個人属性を検討しよう。まず、『農地売却をしない理由』と『農地貸付の最適方法』を組み合わせた分割

表をみると、農地の経済的機能（「農業に重点」、「家計の足し」）を重視する「世帯主」は、農地貸付けの方法として、農業委員の仲介を好む傾向が多少とも存在することがわかる。彼らを「農業所得・農業委員型」とグループ化しよう。他方、農地の資産的保有（「土地の安心感」、「家産で大切」）を重視する「世帯主」は、農地貸付けの方法として「村落・実行組合・生産組織等での話合」を尊重する傾向にある。彼らを「資産保有・組織話合い型」とグループ化しよう。そして、この両グループの差異をもたらす要因を数量化Ⅱ類により順位づけてみたのが、第9表である。経営耕地と職業、年齢と学歴とは相関が強いので、同時に説明変数とはせず、交互にとりこみ3通り計算したのが試算(1)～(3)である。試算(1)では、年齢>経営耕地>地域の順で、年齢が最も効果の強い項目であったが、正判別率は66%であり、両グループの違いをもたらす項目としてはあまり有効ではなかった。

試算(2)・(3)は、いずれも正判別率79%で全体として両グループの判別に有効である。その中で、各項目の効果は、いずれとも職業が第1位で強く、地域は第3位で弱かった。

第2に、『あとつぎ職業』と『農地売却の最適相手』とを組み合わせると、あとつぎに自家農業を継いでもらいたいと思う「世帯主」は、売却の相手を「親戚」にすべきだと考え、あとつぎの判断に任せるか、農外に勤めて欲しいとねがう「世帯主」は、売却相手に近隣の者（ないしは「買値の高い者」）を選択する割合が多い。前者を「跡継農業・売却親戚型」、後者を「跡継農外・売却地縁型」と名づけ、両グループの判別を試みたのが第8表の4番目の試算である。この場合正判別率は73%とやや低下し、各項目の相対的強度も、地域>経営耕地>年齢の順になって、めずらしく地域が最も有効な項目となる。第3に、『農地売却しない理由』と『あとつぎ職業』とを組み合わせ、農業に意欲的なために農地を所有し、かつあとつぎにも農業をついでもらいたいと希望する「世帯主」グループ（「農業重視・跡継農業型」）と、農地を資産的に保有し、あとつぎにも農外へ勤めさせるかもしくは本人の判断に任せるとする「世帯主」グループ（「資産保有・跡継農外型」）とに分けた。そして、両グル

第9表 農地意識・家継承意識の類型間の規定条件の差異(数量化Ⅱ類の重み・相関比)

属性	類型 試算	農業所得・農業委員型と 資産保有・組織話合型			跡農売却型と跡外 売却地型		農業重視・跡継農 業型と資産保有・ 跡継農外型		あとつぎ 職 業	資 産 相 続		養 子 の 是 否
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)	(9)	
経 営 耕 地		0.1341			−0.1318	0.1910		0.1661	−0.0270			
地 域		−0.0288	0.0001	0.0304	0.1865	−0.0360	0.0504	−0.0788	0.1349	0.1338	0.0711	
年 齢		0.2202	−0.0998		−0.0417	0.0782		0.0379	−0.0441			
職 業			0.2307	0.2640			0.2010			0.0216	0.0289	
学 歴				−0.0361			−0.0738			0.0415	0.2161	
固 有 値		0.144	0.379	0.335	0.280	0.329	0.361	0.421	0.178	0.173	0.105	
相 関 比		0.379	0.616	0.578	0.529	0.574	0.601	0.649	0.413	0.416	0.324	
正判別率(%)		66.1	78.6	78.6	73.4	75.6	77.9	78.6	69.1	69.1	69.9	

注(1) 属性の区分、重みの表示方法は第6表の注(2)と同様。

(2) 類型の分類は次の通りである。

農業所得・農業委員型(30人): 農地売却しない理由として「農業に力を入れる」または「家計の足しになる」を挙げ、かつ農地を貸す方法として「農業委員の仲介」を挙げた者。

資産保有・組織話合型(26人): 農地売却しない理由として「土地を持っていれば安心」または「先祖から受け継いだ大切な土地だから」をあげ、かつ農地を貸す方法として「集落・農事実行組合・生産組織等での話合」をあげた者。

跡農売却型(31人): あとつぎには「農業」または「当面、子供の希望通りとするが、いずれ農業を継がせたい」と回答し、かつ農地を売却するなら、相手として「親戚」を選ぶ者。

跡外売却型(33人): あとつぎの職業は「子供の希望や学力を第1と考える」または「農業以外の、会社・役場・商売」を望み、農地売却するなら、「集落内の者」か「隣接地の耕作者」を優先させる者。

農業重視・跡継農業型(44人): 農地売却しない理由として「農業に力を入れる」をあげ、かつ跡継農業を希望する者。

資産保有・跡継農外型(42人): 資産保有、跡継農外のいずれも説明済み。

あとつぎ職業の内訳: 「農業を継ぐ」(42人)と「農外へ勤め」(56)、の2グループである。

資産相続の内訳: 「あとつぎ一括相続」(95人)と「分割相続」(独立資金援助から均分相続まで)(86人)、である。

養子の是非の内訳: 「夫方の、または妻方の、または親戚の子なら賛成」(51人)と「必要ない」(22人)、である。

ープの判別を試算(5)・(6)に試みた。職業ないし経営耕地>学歴ないし年齢>地域の順で、経済条件としての職業ないし経営耕地が個人属性としての学歴ないし年齢の効果を上回っていること、地域は最も効果の弱いこと、が分かる。第4に、家継承意識の各項目について、それぞれ2グループを抽出し、経済条件、地域、個人属性の影響度を同様に測定したのが、試算(7)～(10)である。『あとつぎ職業』の内、「農業を継ぐ」と「農外へ勤め」の判別は、経営耕地>地域>年齢の順で効いている。また、資産相続の中で、「あとつぎ一括相続」と「分割相続」の判別は、地域>個人属性(年齢または学歴)>経済条件(経営耕地または職業)、そして養子を迎えることの賛否の内、「親戚の子なら賛成」と「必要ない」の判別は、学歴>地域>職業の順で効くことが分かるであろう。ただ、資産相続と養子を迎えることの賛否は、農地意識やあとつぎ職業に比べて、経済条件・地域・個人属性により説明しうる度合(正判別率)が概して低いと言えるだろう。

以上、第9表の10通りの計測結果をおおざっぱに概括して言えることは、農地意識とあとつぎ職業については、経済条件(職業ないし経営耕地)が個人属性や地域よりも強い効果をもつこと、他方、資産相続については、地域が個人属性や経済条件より強い効果をもつこと、である。そして、この結果は、家意識の特異性を逆に浮き上がらせることになる。なぜなら、一般的にいて、「経済が意識を規定する」かぎり、この経営方針・農地意識の例にみられるように、経済条件の影響を受けるケースも多いと思われるからである。そしてそれと対照的に、前述の家意識においては、個人属性の効果が大きく、経済条件、地域の効果が軽微であったのである(この点は、養子を迎えることの賛否も同様)。

なお、参考までに、経営方針・農地意識・家継承意識と家意識との関連をクラマー係数およびカイ自乗値にもとづく有意水準によりみたのが、第10表である。家意識の諸項目相互の関連と比べて、相関関係にあるものが少ない。経営方針・農地意識という経済的事象についての意識と、家意識という社会的事象についての意識の間には、全体としてあまり関係がないといえよう。

注(1) カイ自乗とは、項目(変数)の間の独立性(逆にいえば、関連度)を検定する指

第10表 「世帯主」の家意識と経営方針・農地意識・家継承意識との間の関連度（クラーマー係数とカイ自乗検定の有意水準）

		農業経営 の今後方 針	農地売却 しない理 由	農地貸付 しない理 由	売却の最 適方法	貸付の最 適方法	売却の最 適相手	貸付の最 適相手	あとつぎ に望む職 業	資産相続 の方針	養子の 是非
家 制 度 観	家産を守る	.148	.128	.218	.186*	.151	.174	.120	.141	.147	.175
	親の扶養義務	.118	.153	.221	.138	.169	.174	.140	.147	.176*	.197*
	夫婦秘密なし	.194**	.156	.226	.236**	.179	.130	.108	.125	.126	.135
	家に中心人物	.131	.132	.160	.121	.139	.122	.136	.143	.152	.164
	嫁取親の意向	.117	.133	.206	.146	.151	.132	.124	.159+	.139	.197*
	厳しくしつけ	.134	.126	.205	.149	.213**	.124	.173	.139	.138	.167
媒 介 項	将来の為儉約	.148	.155	.252*	.134	.143	.185+	.170	.158+	.145	.162
	地域定住意向	.136	.180+	.159	.195	.212*	.119	.189+	.163+	.196**	.199*
	地域慣行遵守	.122	.104	.195	.185+	.211*	.151	.185+	.139	.100	.130
労 働 生 活 観	資産心に余裕	.110	.163	.239+	.150	.161	.135	.120	.167+	.167*	.161
	勤勉は美德	.130	.161	.236+	.178+	.149	.157	.166	.139	.096	.196*
	競争を肯定	.110	.127	.220	.125	.142	.156	.140	.132	.160+	.154
	農外地用意向	.158	.195*	.252+	.076	.125	.156	.172	.194**	.118	.187
	転職を肯定	.135	.177+	.248*	.140	.167	.137	.164	.157	.185**	.166
村 落 社 会 観	近所付合親密	.131	.122	.234	.142	.149	.178	.151	.119	.095	.119
	人間関係重視	.140	.115	.232	.156	.184+	.132	.123	.115	.250**	.169
	村取決多数決	.118	.142	.206	.146	.155	.131	.165	.154	.116	.156
	村取付合平等	.088	.104	.189	.149	.185+	.161	.094	.134	.164*	.137

注. ** カイ自乗検定で有意水準1%, * 5%, +10%.

標である。いま、2つの項目がそれぞれカテゴリー区分され、クロス表を作る場合、カイ自乗値 X^2 は、

$$X^2 = \sum_i \frac{(f_o^i - f_e^i)^2}{f_e^i}$$

f_o^i : クロス表の各ます目の頻度

$$f_e^i : \text{各ます目の期待頻度} = \left(\frac{C_i * R_i}{N} \right)$$

C_i, R_i : それぞれ f_o^i の所属する列および行の周辺度数

N : 総ケース数

である。カイ自乗値は、データ数、カテゴリー数の影響を受けるので、2項目が独立であると仮定した場合に、その値以上のカイ自乗値が出現する確率を有意水準として計算し、本稿では記号 (10% : +, 5% : *, 1% : **) 表示した。また、データ数、カテゴリー数の影響を除外するため、カイ自乗値の修正をはかったクラマー係数 V は

$$V = \left(\frac{(X^2/N)}{\min[(R-1)(C-1)]} \right)^{1/2}$$

で求められる。0 から +1 の値を示し、大きいほど関連度が高い (三宅一郎・山本嘉一郎共著、前掲書、172 ページより)。

4. 結 論

分析枠組みにそくして、結論をまとめよう。

① 家意識の類別基準と伝統的家意識の実在状況

家意識は、家族成員の役割分担・義務権利関係に関する意識を核として形成される。だが、伝統的「家」がきわめて経営体としての性格を強くもちまた村落とのかかわりの強いことから、労働に関連する生活観や村落に対する姿勢・社会ルール観もまた、広義には、家意識の構成要素となっている、と考えられる。このような「対象の違いで分類する」視点で、本稿は、広義の家意識の整理・分析を進めた。それによると、

家制度観、労働生活観、村落社会観の各項目はそれぞれがグループ内で相互に相関しあうものが多い。その限りで3グループは独自性をもっていると言える。次に、主成分分析および因子分析においては全体として、「家」にかかわ

る意識として共通性を持ちながら、内訳としては、家制度観と労働生活観が比較的近く、それに対して村落社会観はやや隔たっていた。また、グループ間のつながりをつけるものとして『将来の為儉約』は家制度観と労働生活観を、『地域定住志向』、『地域慣行遵守』は家制度観と村落社会観をつなぐ作用をしていた。それら媒介項の働きによって、家意識は広義の意味においてもあるまとまりをもつと考えられる。

次に、伝統的家意識の実在状況とその規制力について眺めよう。

家意識諸項目は、大半が高い支持率を有している。それは、現代農民において、なお伝統的家意識が堅固に根づいていることを物語る。伝統的家意識に対する支持率の全般的高さは、どの項目をも一律・同時に支持するものの多いことを意味している。逆にいえば、非伝統的家意識を有するものは、非伝統的家意識諸項目をわずかしき一律・同時に有さないのである。例えば、本稿で伝統的家意識をもつとグループ化した94人は、伝統的家意識13項目をすべて支持していたのに対し、非伝統的家意識をもつと分類した(A)グループ80人、(B)グループ50人は、わずか2つの非伝統的家意識を支持したにすぎなかったのである。このことは、個人を中心にみれば、伝統的家意識の保有者はさまざまな家にかかわる意識をもち、逆にさまざまに規制されているのである。M・ウェーバーのいう「従来日常の習慣として行きたれるところは、いささかも違うべからざる⁽¹⁾」ような伝統主義的な行動を生む根拠の1つである。

② 意識の社会形象への結晶度＝自立性の水準

持続的・恒常的な社会規範から一時的・情緒的な欲求性向にいたるまで多様なレベルを包含する家意識の強度を、社会形象への結晶(凝縮)度＝自立性の水準という視点で捉えることができる。その場合、分析方法は2とおりあった。1つは、「多数かつ多様な諸前提」による支えが、その事象の独立性をもたらすというジンメル理論に依拠して、支持率に着目するのである。多数かつ多様な階層グループから支持されることは、その意識諸項目の普遍性と同時に独立性をもたらすことになるだろう。

ところで、家意識には、支持率からみて、3つの類型があった。(a)どの階

層グループからも一様に高い支持を受ける『人間関係重視』、(b)特定の階層グループには不人気な『嫁取親の意向』や『将来の為倭約』、(c)どの階層グループからも支持の少ない『転職を肯定』、である。(a)に属するのは、抽象的で普遍性の高い項目である。(b)は、家意識諸項目の多くが大なり小なりあてはまる。その中で特に伝統主義的性格の強いものに対して、若年齢層や息子・娘などを中心として拒否反応が強かった。(c)には、農外の、資本主義的ないし都会的な価値観にかかわる概念が多かった。この結果から、G・ジンメルのいう「社会圏が大きくなればなるほど、ますます多くの関心がそのなかで交差し、全体としての社会圏にかかわる諸規定は、ますます無色のものとならなければならない」という法則は、ごく一部に有効なことが示唆される。なぜなら、少なくとも(a)の項目＝誰からの支持も高い『人間関係重視』は、「無色」な性質の項目と解釈されるからである。反対に、(b)に属する項目の多さは、階層グループにより異なる意識が相互作用の錬磨でも「無色」化せぬままに持続することの多さをも物語るからである。

家意識の自立性についての2つめの分析方法は、伝統的家意識に対する経済条件、地域、個人属性の影響度を調べることである。数量化Ⅱ類での計測結果によれば、伝統的家意識の場合、年齢ないし学歴の効果が強く、経営耕地と地域のそれが弱かった。やや対照的に、経営方針・農地意識の場合、おおむね職業ないし経営耕地の効果が強く、年齢ないし学歴、地域の効果が弱かった。このことから、伝統的家意識は、経済条件や地域にはあまり影響されず、主として個人属性により影響されることがわかるであろう。その理由として、家意識は経営方針・農地意識と比べれば、社会的概念であり、現実の経済条件・地域と直接的関連の薄いことを挙げよう。と同時に、家意識が個人に内在化された意識であり、それ故に、経済条件からは遊離した自立的な存在であることを、それは示していると思うのである。

③ 家意識を貫く論理の整合性＝自律性とその階層グループ毎の特徴

属性相関係数を指標にして、家意識全体に流れる論理をたどった。まず、外面的には、家制度観内部における諸項目相互の相関関係が多いと、(a)村落社

会観内部の相互の相関関係も多くなる。と同時に(b)家制度観から村落社会観ないし労働生活観へ直接あるいは媒介項目を介して間接に相関しあう、異なる諸項目間の相関関係の数も多くなる。他方で、(c)労働生活観内部の相互の相関関係は家制度観内部の相関関係の多寡と無関係で、また(d)村落社会観と労働生活観とも、直接・間接をとわず相関しない、と言えよう。このことから、村落社会観と労働生活観は、家制度観を中心とした家意識の構成要素であるが、両者の方向は異なること、家意識の強まりは、家制度観、労働生活観、村落社会観をそれぞれ別個に強めるのではなく、3者が融合する形で進むものであり、特に、家制度観と村落社会観との関係の密なこと、が示唆されるのである。

次に、内面構造に関して、幾つかの意味づけを試みよう。一般に、実在する社会的単位あるいは組織をみた場合、組織への結集度は、諸項目が相互に密接に相関しあうほど強いと考えられる。具体的には、宮城O村、佐賀N村で相関関係が密で、鹿児島N村で相関関係が疎であったが、これは前2者においてまとまりが強く、後者においてまとまりが弱いという事実(実感)と照合している。同時に、共有される意識のまとまりをみた場合、論理の脈絡ないし整合性は、諸項目が相関しあうほど秩序だっている可能性が強い。具体的には、父母や高齢者、経営耕地大規模・小規模層において相関関係が密で、息子・娘や経営耕地中規模層に相関関係が疎であったが、これは前者の伝統的家意識が筋金入りで、後者のそれが希薄であるという事実(実感)とほぼ一致する。また、他項目との相関関係の多い項目は、結節機能を果たすので重要度が高いと仮定すれば、それにアクセントをつけて読むことで、家意識に流れる自律的な論理の脈絡と、その階層グループ毎の特徴を以下のようにとらえることができよう。

(ア) 家制度観においては『家産を守る』と『嫁取親の意向』とが重要であった。これは、家制度観の中身に、経済・生活面と人間関係面の二側面があり、経済・生活面では親の扶養よりも家産が、また、人間関係面では親子2世代間の和合が、重視されていることを示す。それを経営耕地階層別にみれば、大規模・中規模層では、親子2世代間の和合など人間関係を重視するのに対し、小

規模層では、経済・生活面を重視する傾向にあった。おそらくそれは、大規模層では家族成員による協業が、小規模層では農地の資産視が、家制度観のベースを形成しているからであろう。地域別では、家産意識の少ないのは、鹿児島 N 村のみであった。また、続柄では、世帯主は家産を、妻は親子 2 世代間の和合を、父母はしつけや親の扶養を重視する傾向にあった。さらに、年齢別では、高齢者は経済・生活、人間関係いずれも重視するが、若齢化するほど家意識は希薄化している。

(イ) 労働生活観においては、『勤勉は美德』が中心を占める。従前からの、刻苦勉励の労働生活観が、今日なお善と信じられているのである。属性別では、経営耕地大規模層、西南日本の村落、世帯主に、それぞれ勤勉を美德と考える傾向が特に強かった。他方、都市近郊村落や高年齢者は、資産が心に与える余裕の方をより重視する傾向にある。

(ウ) 村落社会観においては、『近所付合親密』、『人間関係重視』が重視されている。両者ともに相関関係の多いのは、佐賀 N 村と父母である。『近所付合親密』が特に多いのは、経営耕地小規模層、世帯主そして高年齢者であった。

(エ) 最後に、家意識全体についての階層グループ毎の特徴を要約しよう。宮城 O 村、佐賀 N 村は、家制度観、労働生活観、村落社会観が相互に結びついて、濃密な意識のまとまり＝論理整合性（自律性）を有する可能性が強い。父母も、労働生活観は希薄なものの、家制度観、村落社会観について濃密なまとまりをもっている。経営耕地階層別では、大規模層は労働を、小規模層は村落を重視する傾向にある。そして、それらと対照的に、鹿児島 N 村、妻と息子・娘、そして若年齢層においては、家意識諸項目の連関が乏しく、全般にまとまりを欠いていた。

以上、本稿は意識研究の分析枠組みについて幾つかの視点を提起し、その視点に沿って現代農民の伝統的家意識の構造実態を明らかにした。おおざっぱに言えば、ここに描いた家意識の特徴の過半は一般常識にあっているように思うし、また違っている部分も多くは少なくとも筆者の個人的イメージとはあっている。その限りで、始めに提起した分析枠組みが有効性をもつのではないかと

考える。

注(1) M・ウェーバー著、黒正・青山訳、前掲書(上)、39ページ。

本調査(岩田知子との共同調査)の実施にあたって、酒田市農業委員会・阿部順吉、斉藤郁夫、山形県酒田市豊原・後藤喜良、米山町役場、千葉孝喜、宮城県米山町中律山字追土地・佐々木繁夫、群馬県伊勢崎市馬見塚・松本市郎、滋賀県愛東町妹・田村耕造、佐賀県牛津町練ケ里・古賀満良、鹿児島県大崎町中持留・料所奈須夫、の各氏にいろいろお世話いただいた。これら諸氏ならびに調査に回答を寄せていただいた農家各位に心から御礼申し上げたい。

なお、計算については農林水産研究計算センター ACOS-R11. 1を利用した。

(研 究 員)

(本稿は、特別研究「高生産土地利用型営農主体の形成条件及び経営管理方式の解明」の研究成果の一部である)。

(付表) 農家家族の役割と意識についてのアンケート

(農業経営と農地について)

〔世帯主用調査票〕

問1 あなたは今後お宅の農業経営をどうしたいと思いますか。

(主なもの一つを選び、その記号に○印をつけて下さい)

- イ) 現状を変えようとは思わない。
- ロ) 農業以外の仕事に力を入れ、農業は縮小してゆきたい。
- ハ) 農業を縮小してゆきたい。

ニ) 稲作・水田を拡大してゆきたい。

ホ) 稲作以外の部門の充実・拡大をはかってゆきたい。

(ホ)と答えた方に

→問1-2 農業経営を変えてゆく場合、力を入れたい作物はどれですか(主なもの一つに○印をつけて下さい)。

- イ) 野菜
- ロ) 施設園芸
- ハ) 畜産
- ニ) 果樹
- ホ) その他

(ニ)と答えた方に

→問1-3 稲作・水田を拡大してゆく場合、どのようなやり方で拡大をはかりたいですか。

(主なもの一つに○印をつけて下さい)

- イ) 農地を買入れたい
- ロ) 農地を借入れたい
- ハ) 農作業受託をふやしたい
- ニ) 農機具・施設を充実させたい
- ホ) その他(具体的に)

(ロ)または(ハ)と答えた方に

→問1-4 農業を縮小する場合、どのような方法で行いますか(主なもの一つに○印をつけて下さい)。

- イ) 農地を売る
- ロ) 農地を貸す
- ハ) 農作業を委託する
- ニ) その他

問2 農地を売る、または貸す気のない方におたずねします。農地を手放したくないのは何故ですか(下記の項目のうち、最も適当なものの記号を右欄に記入して下さい)。

- イ) 農業に力を入れていきたいから
- ロ) 農業をしていれば、家計の足しになるから
- ハ) 土地を持っていれば安心だから
- ニ) 農地を転用して、ほかの事業をやりたいから
- ホ) 先祖から受け継いだ大切な土地だから
- ヘ) 一度貸したら都合の良い時に返してもらえぬ心配があるから
- ト) ていねいに田・畑を作ってくれる借手がみあたらないから
- チ) 農作物を育てるのは楽しみである(または健康に良い)から
- リ) その他

農地を売らない最大の理由は

農地を貸さない最大の理由は

問3 仮りに農地を売る場合、どのような方法でやるのが望ましいと考えられますか。また、貸し付ける場合は、どうでしょうか(下記の項目のうち、最も適当なものの記号を右欄に記入して下さい)。

- イ) 個別農家同志の相対取引
- ロ) 農業委員が間に入る
- ハ) 農業委員以外の第三者が間に入る
- ニ) 集落・農事実行組合・生産組織等での話し合いを通じて
- ホ) その他

農地を売る場合、最も適当な方法は

農地を貸す場合、最も適当な方法は

問4 仮りに農地を売る場合、あなたは売る相手として次にあげる中で誰を選びますか、また、貸し付ける場合はどうでしょうか（下記の項目のうち、最も適当なものの記号を右欄に記入して下さい）。

- イ) 親戚の者
- ロ) 集落内の者
- ハ) 該当農地の隣接地の耕作者
- ニ) 生産組織や農協など個人でない組織
- ホ) 買い値または借地料を高く支払う者
- ヘ) わからない

農地を売る場合、最も適当な相手は

└─┬──────────────────┘

農地を貸す場合、最も適当な相手は

└─┬──────────────────┘

（イエの継承について）

問5 あなたはあとを継ぐ予定の子供には、どういう職業に就いてほしいですか（主なもの一つに○印をつけて下さい）。

- イ) 現在の家の農業を継いでもらいたい
- ロ) 子供の希望や学力を第1とし、農業を継がせるといったことは考えない
- ハ) 当面、子供の希望のとおりとするが、いずれは農業を継がせたい
- ニ) もはや農業ということを考えず、会社や役場勤め又は商売をさせたい
- ホ) その他

問6 資産をゆずるについてどう考えておられますか（主なもの一つに○印をつけて下さい）。

- イ) 出来れば、家屋敷・田畑・貯金などすべてをあとつぎ一人に渡したい
- ロ) 主として、あとつぎに渡したいが、他の子供にも兼業農家として必要な農地ぐらいは分けたい
- ハ) 農地はあとつぎに渡すが、他の子供にも宅地用地又は独立資金ぐらいは援助してやりたい
- ニ) 子供たちに均等に分けたい
- ホ) 子供たちの判断にまかせたい
- ヘ) 子供が一人なので問題がない
- ト) その他

問7 仮りに子供がいない場合、あなたは養子を迎える必要があると思いますか（主なもの一つに○印をつけて下さい）。

- イ) 夫の親戚より養子を迎えるのがよい
- ロ) 妻の親戚より養子を迎えるのがよい
- ハ) 親戚の子なり夫方・妻方にこだわらず養子に迎えるのがよい
- ニ) 親戚に限らず、適当な子がいれば養子に迎えるのがよい
- ホ) 事情によるので、いちがいに言えない
- ヘ) 養子を迎える必要はない

（家族員の役割分担について）

問9 お宅では、それぞれの家族が得た収入をどのように管理していますか（主なもの一つに○印をつけて下さい）。

- イ) 家族全員の収入を一つのサイフにまとめる
- ロ) 家族全員の収入のうち、それぞれの人（夫婦）が小遣い程度をさしひいて、残りを一つのサイフにまとめる
- ハ) 家族全員の収入のうち、それぞれの人（夫婦）が食費などの生活費を出しあい、残りは各々自由に使う
- ニ) サイフはそれぞれの人（夫婦）で、別々になっている。
- ホ) その他

問10 お宅では、つぎにあげる項目を決めるのは誰ですか（主として決める者に◎印、補助的な相談相手となる者に○印をつけて下さい）。

	父	母	世 帯 主	妻	あ と づ ぎ	嫁	そ の 他 家 族 員	非 該 当
(イ) 農地の所有名義人（財産権）								
(ロ) サイフ（家計費支出）を管理している者（財政権）								
(ハ) 集落の寄合いにお宅を代表して出る者（出席権）								
(ニ) 稲作の作付・管理の責任者（農業経営権）								
(ホ) もし複合部門があれば、その作付・管理の責任者								
(ヘ) 集落内の葬式に家を代表して出る者								
(ト) 貯金の主たる名義人								
(チ) 農地の貸し借りをする時								
(リ) 子供の進学先や就職先を決めようという時								
(ヌ) 休日の行楽先を決めようという時								
(ル) 育児を主として行う者								
(オ) 大型家具の購入を決めようという時								
(例) 乗用車の購入を決めようという時			○		◎	○		

問11 上にあげた項目の内、(イ)農地の所有名義人、(ロ)サイフの管理、(ハ)集落の寄合いへの出席、(ニ)稲作の作付・管理の責任、の4項目について、現世帯主（又は妻）は先代よりどういうきっかけで譲られましたか（4項目について、それぞれ主な理由を一つ選び、下欄に記号を書き入れて下さい）（主な移譲理由）（移譲された時のあなたの年齢）

農地の所有名義（財産権）の場合		
サイフの管理（財政権）の場合		
寄合いへの出席（出席権）の場合		
稲の作付・管理（農業経営権）の場合		

移譲理由

- イ 先代の死亡または病気のため
- ロ 先代が高齢化して体が動かなくなってきたから
- ハ 先代が一定の年齢（例えば60歳）に達し、区切りをつけるため
- ニ 先代が他の職業または役職に就いたため
- ホ 現世帯主の就農をきっかけとして
- ヘ 現世帯主の結婚をきっかけとして
- ト 現世帯主の子供の誕生・入学あるいは小遣いを与える必要性などをきっかけとして
- チ 現世帯主（または妻）が一定の年齢になり、責任者としての行動を社会的に求められたため
- リ 年金受給との関連で
- ヌ その他
- ル 未だ譲られていない

(イエ・社会と労働・家族・教育についての意識)

〔家族全員用調査票〕

この調査には、18歳以上の方全員がお答え下さい。

- 1) 地域の生活や家族のことに関するいろいろな意見・考え方があります。次の1から38について、あなたはどうか考えますか。ア、「全くそう思う」、イ、「まあそうだと思う」、ウ、「どちらともいえない」、エ、「あまりそうは思わない」、オ、「思わない」のうちあなたの考えにいちばん近い記号を○で囲んで下さい。

(イエについて)

	全く そう 思う	まあ そう だと思 う	ど ち ら と も い え ぬ	あ ま り そ う 思 わ な い	思 わ な い	わ か ら な い
1 年をとった親の扶養はあとの義務である	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
2 家族とは先祖から受けついだ土地や財産を守り伝えるものである	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
3 夫婦には少しでも秘密があってはいけない	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
4 一軒の家には中心となる人物がいて他の家族をリードするのが良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
5 結婚相手を選ぶにあたって、あとからは親夫婦の意向もなるべく考慮に入れるのが良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
6 子供に行儀作法はなるべく厳しくしつける方が良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

(労働について)

7 真摯は、それをもつ人間の心に余裕と自信を与えるものだ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
8 勤勉に働くことは美德である	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
9 競争は人間の能力をひき出し社会に活気をもたらすものだ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
10 現在の生活をきりつめても将来の生活保障をはかる方が良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
11 会社・商店等に恒常的に雇われている方が自分で事業(農業も含む)を営むより良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
12 今の仕事より良い条件の仕事(勤め先)があればその仕事に変わったほうが良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

(社会について)

13 事情が許せばこの土地に死ぬまで住みたい	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
14 隣近所の人たちとは、困ったときに相談したり助けあえるような親密なつきあいをする方が良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
15 集落のならわしや常識とかけ離れたことはしたくない	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
16 世の中で自分のやれることは限りがあるので、人とのつながりを大切にしたい	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
17 集落や町会の寄合いで話し決める方法は、多数決によるのが良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
18 集落における付き合いは、対等平等にやるのが良い	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

(最後に、あなた自身のことについておたずねします。
あてはまるものの記号に○印をつけて下さい。)

質問1 あなたは

- イ) 男 性
- ロ) 女 性

質問2 あなたの年齢は

- イ) 18歳～29歳 ロ) 30歳～39歳 ハ) 40歳～49歳
- ニ) 50歳～59歳 ホ) 60歳～69歳 ヘ) 70歳以上

質問3 あなたはこの家の世帯主からみて、どういう関係にありますか。

- イ) 本人(世帯主) ロ) 妻 ハ) 父または母
- ニ) 息子または娘 ホ) 孫 ヘ) 兄または姉



質問4 ニ)と答えられた方におたずねします。あなたはこの家のあとつぎですか。

- イ) あとつぎである。 ロ) あとつぎでない ハ) わからない。

質問5 あなたの家は、農地(田・畑)をどれくらい持って(所有して)いますか。

- イ) 持っていない ロ) 50アール未満 ハ) 50～100アール
- ニ) 100～199アール ホ) 200～299アール ヘ) 300アール以上

質問6 あなたが最後に卒業した学校は

- イ) 中学校(または尋常小・高小) ロ) 高校(または旧制中学、女学校)
- ハ) 短大・高专・専門学校 ニ) 大学・大学院

質問7 あなたの現在の職業は次のうちどれですか(複数の場合は収入の多い方を選んで下さい)。

- イ) 農 業 ロ) 商工・自営業 ハ) 会社員(工員・作業員)
- ニ) 会社員(事務・サービス) ホ) 公務員 ヘ) 団体職員
- ト) 学 生 チ) 無 職 リ) そ の 他

質問8 あなたは過去1年間、自家の農作業にどの程度従事されましたか。

- イ) 従事しない ロ) 1～29日 ハ) 30～59日
- ニ) 60～99日 ホ) 100～149日 ヘ) 150日以上

これで全部終了です。ご協力ありがとうございました。

〔要 旨〕

社会規範としての農民の家意識

相 川 良 彦

農民の伝統的家意識の構造を、分析方法を吟味しつつ明らかにする。まず、家意識は、基本的には対象の違い（社会的パースペクティブ）により分類されうる。分析の視点として家意識諸項目についての(1)支持率、(2)属性相関係数、(3)経済条件、地域、個人属性の影響度合、の3指標をとる。支持率とは、その意識の支持割合を指し、普遍化の静態的な水準を現わす。と同時に、それは、意識に即していえば、意識自体の自立化（社会形象への結晶度）の程度を、保有主体に即していえば、規範意識の個人への規制の程度を示すことになる。次に、属性相関係数は、意識諸項目の動き方の同一方向性を示し、そこに意識項目間を流れる論理の脈絡・整合性＝意識の自律性を見出すことが可能であろう。また、他の多くの項目と相関係数をもつ項目ほどその意識は結節的機能を果たしていると考え、重視することによって論理の脈絡を形態からとらえることもできよう。さらに、意識に対する経済条件、地域、個人属性の影響の仕方の測定は、意識の自律性を見出すもう1つの方法である。なぜなら、仮に個人属性により影響される度合いが大きいならば、その理由の1つは、その意識が個人に内在化されている度合いが強いと考えられるからである。以上の分析方法により検討の結果、(1)家意識を対象の違いにより、成員の役割、義務を中心にした家制度観、働きがいにかかわる労働生活観、そして近隣、地域社会への姿勢とそのあり様にかかわる村落社会観、の3側面に分ける。各グループ内での相関関係がグループ外に比べて多いので、この分類は有効性をもち得ること、そして、グループ外とはいくつかの媒介項を介して関連すること、等が確認された。(2)伝統的家意識は、概して支持率が高かった。それは、伝統的家意識の自立性の強さ、および現在なお農民は多様な家意識に規制されていることを示唆する。(3)家意識の影響される度合いは個人属性において強く、経済条件において弱かった。それは経営方針・農地意識の場合と対照をなす。この事実、家意識が社会的性格をもつと同時に、個人（ないし地域社会）に内在化された自律性をもった意識であることの傍証となろう。(4)家意識は、家制度観を中心とし、村落社会観と労働生活観とで形成される。家意識の強まりは、3者のつながりを密にしながら進むこと、階層グループによりその論理が少し異なること、等を指摘した。